目 次

| 2月定例会会期及び議事日程    | 4  | 高島直幸消防課長        | 15 |
|------------------|----|-----------------|----|
| 2月定例会付議事件        | 5  | 松永憲明議員          | 16 |
| △ 2月16日 (火)      |    | 高島直幸消防課長        | 16 |
| 出欠議員氏名           | 7  | 松永憲明議員          | 16 |
| 地方自治法第121条による出席者 | 7  | 高島直幸消防課長        | 16 |
| 開 会              | 8  | 松永憲明議員          | 16 |
| 会期の決定            | 8  | 馬場 茂議員          | 17 |
| 議事日程             | 8  | 深町治応認定審査課長兼給付課長 | 17 |
| 諸報告              | 8  | 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長  | 18 |
| 議案付議             | 8  | 馬場 茂議員          | 18 |
| 提案理由説明           | 8  | 深町治応認定審查課長兼給付課長 | 18 |
| 秀島敏行広域連合長        | 8  | 馬場 茂議員          | 18 |
| 議案に対する質疑         | 11 | 深町治応認定審查課長兼給付課長 | 19 |
| 松尾義幸議員           | 11 | 馬場 茂議員          | 19 |
| 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長   | 11 | 深町治応認定審查課長兼給付課長 | 19 |
| 松尾義幸議員           | 11 | 馬場 茂議員          | 19 |
| 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長   | 11 | 深町治応認定審查課長兼給付課長 | 19 |
| 松尾義幸議員           | 11 | 馬場 茂議員          | 19 |
| 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長   | 11 | 深町治応認定審查課長兼給付課長 | 20 |
| 松尾義幸議員           | 12 | 馬場 茂議員          | 20 |
| 広域連合一般に対する質問     | 12 | 深町治応認定審查課長兼給付課長 | 20 |
| 松永憲明議員           | 12 | 馬場 茂議員          | 21 |
| 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長   | 12 | 深町治応認定審查課長兼給付課長 | 21 |
| 高島直幸消防課長         | 13 | 馬場 茂議員          | 21 |
| 松永憲明議員           | 13 | 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長  | 21 |
| 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長   | 13 | 馬場 茂議員          | 21 |
| 松永憲明議員           | 13 | 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長  | 21 |
| 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長   | 13 | 馬場 茂議員          | 21 |
| 松永憲明議員           | 13 | 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長  | 21 |
| 高島直幸消防課長         | 13 | 馬場 茂議員          | 22 |
| 松永憲明議員           | 14 | 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長  | 22 |
| 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長   | 14 | 馬場 茂議員          | 22 |
| 松永憲明議員           | 14 | 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長  | 22 |
| 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長   | 14 | 馬場 茂議員          | 22 |
| 松永憲明議員           | 14 | 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長  | 22 |
| 鷲崎徳春消防副局長兼総務課長   | 15 | 馬場 茂議員          | 22 |
| 松永憲明議員           | 15 | 田原和典消防局長        | 22 |
| 高島直幸消防課長         | 15 | 馬場 茂議員          | 22 |
| 松永憲明議員           | 15 | 松尾義幸議員          | 22 |

| 石橋祐次総務課長兼業務課長   | 23 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 29 |
|-----------------|----|------------------|----|
| 深町治応認定審査課長兼給付課長 | 23 | 松尾義幸議員           | 30 |
| 松尾義幸議員          | 24 | 休 憩              | 30 |
| 石橋祐次総務課長兼業務課長   | 24 | 出欠議員氏名           | 31 |
| 松尾義幸議員          | 24 | 地方自治法第121条による出席者 | 31 |
| 石橋祐次総務課長兼業務課長   | 24 | 再 開              | 32 |
| 松尾義幸議員          | 24 | 野副芳昭議員           | 32 |
| 石橋祐次総務課長兼業務課長   | 24 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 33 |
| 松尾義幸議員          | 24 | 野副芳昭議員           | 33 |
| 石橋祐次総務課長兼業務課長   | 25 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 33 |
| 松尾義幸議員          | 25 | 野副芳昭議員           | 33 |
| 石橋祐次総務課長兼業務課長   | 25 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 33 |
| 松尾義幸議員          | 25 | 野副芳昭議員           | 33 |
| 石橋祐次総務課長兼業務課長   | 25 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 34 |
| 松尾義幸議員          | 26 | 野副芳昭議員           | 34 |
| 石橋祐次総務課長兼業務課長   | 26 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 34 |
| 松尾義幸議員          | 26 | 野副芳昭議員           | 34 |
| 石橋祐次総務課長兼業務課長   | 26 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 34 |
| 松尾義幸議員          | 26 | 野副芳昭議員           | 34 |
| 石橋祐次総務課長兼業務課長   | 26 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 34 |
| 松尾義幸議員          | 26 | 野副芳昭議員           | 34 |
| 石橋祐次総務課長兼業務課長   | 27 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 34 |
| 松尾義幸議員          | 27 | 野副芳昭議員           | 34 |
| 深町治応認定審査課長兼給付課長 | 27 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 35 |
| 松尾義幸議員          | 27 | 野副芳昭議員           | 35 |
| 深町治応認定審査課長兼給付課長 | 27 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 35 |
| 松尾義幸議員          | 27 | 野副芳昭議員           | 35 |
| 深町治応認定審査課長兼給付課長 | 27 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 35 |
| 松尾義幸議員          | 27 | 野副芳昭議員           | 35 |
| 深町治応認定審査課長兼給付課長 | 27 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 36 |
| 松尾義幸議員          | 28 | 野副芳昭議員           | 36 |
| 深町治応認定審査課長兼給付課長 | 28 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 36 |
| 松尾義幸議員          | 28 | 野副芳昭議員           | 36 |
| 深町治応認定審査課長兼給付課長 | 28 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 36 |
| 松尾義幸議員          | 29 | 野副芳昭議員           | 36 |
| 深町治応認定審査課長兼給付課長 | 29 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 37 |
| 松尾義幸議員          | 29 | 野副芳昭議員           | 37 |
| 深町治応認定審査課長兼給付課長 | 29 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 37 |
| 松尾義幸議員          | 29 | 野副芳昭議員           | 37 |
| 深町治応認定審査課長兼給付課長 | 29 | 深町治応認定審査課長兼給付課長  | 37 |
| 松尾義幸議員          | 29 | 野副芳昭議員           | 37 |

| 深町 冶心 認正 | 番鱼課長  | 兼給付課長 | 37 |
|----------|-------|-------|----|
| 野副芳昭議員   |       |       | 37 |
| 深町治応認定   | 審査課長  | 兼給付課長 | 37 |
| 野副芳昭議員   |       |       | 37 |
| 深町治応認定   | 審査課長  | 兼給付課長 | 38 |
| 野副芳昭議員   |       |       | 38 |
| 深町治応認定   | 審査課長  | 兼給付課長 | 38 |
| 野副芳昭議員   |       |       | 38 |
| 深町治応認定   | 審査課長  | 兼給付課長 | 38 |
| 野副芳昭議員   |       |       | 38 |
| 松尾安朋事務   | 局長 …  |       | 38 |
| 野副芳昭議員   |       |       | 39 |
| 深町治応認定   | 審査課長  | 兼給付課長 | 39 |
| 野副芳昭議員   |       |       | 39 |
| 深町治応認定   | 審査課長  | 兼給付課長 | 39 |
| 野副芳昭議員   |       |       | 40 |
| 深町治応認定   | 審査課長  | 兼給付課長 | 40 |
| 野副芳昭議員   |       |       | 40 |
| 議案の委員会   | 付託 …  |       | 40 |
| 散 会 …    |       |       | 40 |
| △ 2月19   | 日 (金) |       |    |
| 出欠議員氏名   |       |       | 43 |
|          |       | よる出席者 | 43 |
| 開 議 …    |       |       | 44 |
| 委員長報告・   | 質疑 …  |       | 44 |
| 伊東健吾介護   | ・広域委  | 員長    | 44 |
| 平原嘉德消防   | 委員長   |       | 44 |
| 討 論 …    |       |       | 45 |
| 松尾義幸議員   |       |       | 45 |
| 採 決 …    |       |       | 46 |
| 議決事件の字   | 句及び数  | 字等の整理 | 46 |
| 会議録署名議   | 員指名   |       | 46 |
| 閉 会 …    |       |       | 46 |
| (資料)     |       |       |    |
| 議案質疑項目   | 表     |       | 50 |
| 一般質問項目   | 表     |       | 51 |

# 2 月 定 例 会

# ◎ 会期 4日間

# 議 事 日 程

| 日次 | 月 日      | 曜 | 議 事                           |
|----|----------|---|-------------------------------|
|    |          |   | 午前10時開会、会期の決定、諸報告、提出議案付議、提案理由 |
| 1  | 2 月 16 目 | 火 | 説明、議案に対する質疑、広域連合一般に対する質問、議案の  |
|    |          |   | 委員会付託、散会                      |
| 2  | 2 月 17日  | 水 | (常任委員会)                       |
| 3  | 2 月 18日  | 木 | 休  会                          |
|    |          |   | (議会運営委員会)                     |
| 4  | 2 月 19日  | 金 | 午前10時開議、委員長報告、質疑、討論、採決、会議録署名議 |
|    |          |   | 員の指名、閉会                       |

# ◎ 2月定例会付議事件

# △広域連合長提出議案

第 1 号議案 平成 28年度佐賀中部広域連合一般会計予算

第2号議案 平成28年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算

第3号議案 平成28年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算

第 4 号議案 平成 27年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算 (第 3 号)

第 5 号議案 平成 27年度 佐賀中部 広域 連合介護保険 特別 会計補 正予算 (第 3 号)

第 6 号議案 平成 27年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算 (第 2 号)

第7号議案 佐賀中部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第8号議案 佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例

第9号議案 行政不服審査会の事務の委託について

第10号議案 佐賀広域消防局南部消防署改築 (建築) 工事請負契約の一部変更につ

いて

# △報告書等

議決事件の字句及び数字等の整理について

介護 · 広域委員会審查報告書

消防委員会審查報告書

# 平成28年2月16日(火) 午前10時00分 開会

# 出 席 議 員

| 1. 中島   | 慶 子 | 2. 野 北  | 悟   | 3. 堤    | 克彦  |
|---------|-----|---------|-----|---------|-----|
| 4. 松 尾  | 義幸  | 5.野副    | 芳 昭 | 6. 白 石  | 昌利  |
| 7. 伊 東  | 健 吾 | 8. 馬 場  | 茂   | 9. 宮 﨑  | 健   |
| 10. 永 渕 | 史 孝 | 11. 村 岡 | 卓   | 12. 江 原 | 新 子 |
| 13. 高 栁 | 茂樹  | 14. 松 永 | 憲明  | 15. 川 副 | 龍之介 |
| 16. 山 下 | 明 子 | 18. 川原田 | 裕明  | 19. 平 原 | 嘉德  |
| 20. 黒 田 | 利人  |         |     |         |     |

# 欠 席 議 員

# 地方自治法第121条による出席者

| 広域連合長      | 秀 島 | 敏 | 行 | 副広域連合長       | 横 | 尾 | 俊 | 彦 |
|------------|-----|---|---|--------------|---|---|---|---|
| 副広域連合長     | 江里口 | 秀 | 次 | 副広域連合長       | 松 | 本 | 茂 | 幸 |
| 副広域連合長     | 多 良 | 正 | 裕 | 副広域連合長       | 御 | 厨 | 安 | 守 |
| 監 査 委 員    | 久 保 | 英 | 継 | 会計管理者        | 田 | 﨑 | 大 | 善 |
| 事 務 局 長    | 松尾  | 安 | 朋 | 消防局長         | 田 | 原 | 和 | 典 |
| 消防副局長兼総務課長 | 鷲 崎 | 徳 | 春 | 消防副局長兼通信指令課長 | 高 | 祖 | 健 | _ |
| 総務課長兼業務課長  | 石 橋 | 祐 | 次 | 認定審査課長兼給付課長  | 深 | 町 | 治 | 応 |
| 予 防 課 長    | 野田  | 博 | 嗣 | 消防課長         | 高 | 島 | 直 | 幸 |
| 佐賀消防署長     | 岡   |   | 勲 |              |   |   |   |   |

#### 開会

# 〇堤 克彦副議長

皆さんおはようございます。ただいまから佐賀 中部広域連合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

#### ◎ 会期の決定

#### 〇堤 克彦副議長

日程により会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から2月19日までの4日間といたしたいと思います が、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期 は4日間と決定いたしました。

○ 議事日程

#### 〇堤 克彦副議長

次に、会期中の議事日程は、お手元に配付いた しております日程表のとおり定めることに御異議 ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、会期中の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり決定いたしました。

◎ 諸報告

# 〇堤 克彦副議長

次に、日程により諸報告をいたします。

報告の内容につきましては、配付いたしており ます報告第1号のとおりです。

報告第1号

# 諸 報 告

○例月出納検査の報告について

平成27年8月5日から平成28年2月15日までに、 監査委員より例月出納検査の結果について下記の とおり報告された。

その内容は、それぞれ議員各位にその(写)を 送付したとおりである。

記

8月24日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の平成26年 度6月分) (一般会計・特別会計等の平成27年 度6月分)

9月28日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の平成27年 度7月分)

10月26日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の平成27年 度8月分)

11月27日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の平成27年 度9月分)

12月25日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の平成27年 度10月分)

1月28日 例月出納検査結果報告について (一般会計・特別会計等の平成27年 度11月分)

# ◎ 議案付議

# 〇堤 克彦副議長

次に、日程により第1号から第10号議案、以上 の諸議案を一括して議題といたします。

◎ 提案理由説明

#### 〇堤 克彦副議長

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

# 〇秀島敏行広域連合長

おはようございます。本日、ここに佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、平成28年度の予算案をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、その概要を御説明申し上げますが、これに先立ちまして、新年度に向けての私の所信を申し述べさせていただきます。

本広域連合は、平成11年2月に設立され、現在、 介護保険事務、消防事務及び広域行政に係る事務 の3事務の運営を行っております。

現在、社会情勢は、「少子高齢化」という構造 的な問題を抱え、社会保障に関わる費用の急速な 増大に伴う改革など大きな課題を抱えています。 このような中、国は、「一億総活躍社会」という かたちでいろいろな施策を打ち出し、地方におい ても、その対応が必要な状況となっています。 本広域連合は、高齢者をはじめとした住民の生活を、より安全に、より暮らしやすくしていくことが、その役割であり、こういった状況下においても、その実現に向けて、目的をしっかりと捉え、効果的な施策を実施していくことが必要だと考えています。

これには、議員各位をはじめとして、市町や関係機関との連携を密にし、また、住民の皆様と協働していくことが必要となりますので、これまでどおり、そして、また一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、各事務における施策の方針について 申し述べさせていただきます。

まず、介護保険事務につきましては、平成27年度から第6期介護保険事業計画の期間を迎えており、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた生活を、営むことを可能とすることが求められております。

高齢者の方々が、住みなれた地域での生活を安心して行うためには、介護保険制度におけるサービスだけでなく、いろいろな分野と協働した地域包括ケアシステムの構築が必要となります。

市町の福祉施策と協力・連携していくこと、医療や福祉の分野と連携していくことが重要であり、また、地域住民の皆様方と高齢者の生活を支えていく仕組みは欠かせないものであると考えております。

こういった地域社会が実現できるよう努力して まいります。

この実現のために、新たな形の地域支援事業の 構築がなされております。

新しい地域支援事業の構築について、市町や関係機関との協議・連携の上、さらなる充実を図っていきます。

また、介護保険給付は、要介護認定者の増加やサービス利用頻度の上昇などにより、制度が始まってから、利用者及び給付費ともども増加を続けております。

このため、介護給付の適正化を図ってまいります

適正・適切な介護サービスの提供のために、公平・公正な要介護認定、事業者の指導・育成のさらなる推進を行っていきます。

そして、介護保険財政の財源となる介護保険料ですが、住民の皆様それぞれに応じた、公平・公正な収納対策を行い、保険財政の安定運営に努めます。

以上、介護保険事務に係る重点施策を申し述べましたが、次に、消防事務について、申し述べさせていただきます。

近年、台風やゲリラ豪雨をはじめとした住民の 安全を脅かす大規模な自然災害が頻発しており、 これらの災害は、複雑、多様化する傾向にありま す。

昨年の9月に茨城県常総市において発生した洪水は、台風18号がもたらした記録的な大雨が鬼怒川、渋井川の堤防を決壊したことによって発生したものであり、多くの生命と財産が失われるなど、大きな被害をもたらしたことは記憶に新しいところです。

昨今のこのような状況の中、各種の災害から住民の生命、身体、財産を守るため、日々の訓練のみならず、各種研修会や大規模災害を想定した合同訓練に参加することなどにより、より柔軟かつ機動的な災害対応能力の確保を目指してまいります。

また、庁舎をはじめとした消防施設の充実や消防車両の整備などにより消防力の充実を図り、住民サービスの向上、運営の効率化と基盤の強化に努めます。

さて、災害対応についてでありますが、火災への対応については、「火災発生ゼロ」を目指し、 火災予防活動に取り組んでおりますが、今なお、 尊い人命と財産が失われております。

今後も、住宅用火災警報器の全世帯設置を目指 すため、当該警報器を設置したことによる成功事 例を、住民に広く周知することなどの積極的な働 きかけを行ってまいります。

また、不特定多数の方々が利用される施設や社 会福祉施設等については、引き続き、防火管理体 制や安全対策などについての指導を徹底してまい ります。

次に、救急需要対応についてでありますが、全 国的に救急需要が増大する中、佐賀中部広域連合 管内においても救急出動件数は増加を続けており、 住民の救急業務サービスに対する要望は高くなっ ております。

高度な救命処置体制を構築するため、引き続き 救急救命士の養成や救急研修等を行い、救急隊員 の更なるレベルアップに努めます。

さらに、一般住民の方や事業所を対象に行っている、AEDの操作を含めた救命講習の実施や、 応急手当の普及啓発を行うことなどにより、救命 率の向上を目指します。

これらの施策により、消防の使命であります、 住民の安全・安心を守ることを目的として、日々 の業務に努めてまいります。

それでは、諸議案の概要について御説明申し上 げます。

まず、予算関係議案につきまして御説明申し上げます。

予算編成については、厳しい財政状況の中、職員の適正配置、事務の見直し等に努め、経費の節減等を図っております。

第1号議案「一般会計予算」は、介護保険事務、 広域行政に係る事務などに関する経費となってお り、その予算総額は、約8億8,961万円となって おります。

平成27年度当初予算と比較しますと、約7.5 パーセントの増となっております。

以下、歳出予算の主な内容について御説明申し 上げます。

第6期の介護保険事業計画における方向性を 可能とする事務のために、必要な体制を構築い たします。

次に、第7期の介護保険事業計画に向けて、

効果的な高齢者保健福祉施策に寄与するため、 高齢者要望等実態調査を実施いたします。これ により、高齢者の状況、ニーズを把握し、これ を第7期介護保険事業計画に反映することとし ております。

次に、第2号議案「介護保険特別会計予算」は、

予算総額約292億232万円となっており、平成27年 度当初予算額に対し、約4.5パーセントの増と なっております。

歳出予算については、各年度のサービスの需要の見込みや、それを確保するための施策などを定めた第6期介護保険事業計画に基づき、必要な額を措置しております。

また、平成28年度から、地域支援事業の充実に 向けた経費を新たに措置しております。

また、第3号議案「消防特別会計」は、予算総額約48億6,808万円となっており、平成27年度当初予算額に対し、約3.4パーセントの減となっております。

以下、歳出予算の主な内容について御説明申し 上げます。

現在の三脊出張所は、その改築が必要となっており、防災活動拠点としての機能強化を図るため、新庁舎の建築を計画しております。

平成28年度につきましては、その設計業務に 係る費用を計上しております。

次に、平成27年度2月補正予算につきまして御 説明申し上げます。

第4号議案「一般会計補正予算(第3号)」は、 補正額約50万円の減で、補正後の額は約9億3,383 万円となっております。

その主なものは、決算見込みに伴う措置及び繰越明許費の設定を行っております。

次に、第5号議案「介護保険特別会計補正予算 (第3号)」は、保険給付費の決算見込みによる 措置及び地域支援事業費の組換えを行っておりま す。

第6号議案「消防特別会計補正予算(第2号)」は、補正額1,770万円の減で、補正後の額は約50億8,986万円となっております。

その主なものは、人件費の増額及び消防施設整 備費の決算見込みに伴う減額となっております。

以上で予算関係議案の説明を終わりますが、細部につきましては、予算に関する説明書等により 御検討をいただきたいと存じます。

次に、条例等の議案につきまして、御説明申し 上げます。 第7号議案「佐賀中部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、社会保障・税番号制度の開始に伴い、個人識別機能の高い個人番号を含む特定個人情報について、より厳格な保護措置を講ずるための取扱いを規定するものです。

その他の議案については、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

#### 〇堤 克彦副議長

以上で提案理由の説明は終わりました。

◎ 議案に対する質疑

# 〇堤 克彦副議長

次に、日程により議案に対する質疑に入ります。 質疑の通告がありますので、順次発言を許可い たします。

# 〇松尾義幸議員

皆さんおはようございます。小城市の松尾義幸 です。議案質疑を行います。

第10号議案 佐賀広域消防局南部消防署改築 (建築) 工事請負契約の一部変更について質疑を 行います。

平成27年2月の定例会において議決を経た工事 請負契約は3億3,809万1,840円でした。これを546 万1,560円追加し、3億4,355万3,400円に改める 変更契約が提案をされました。

この変更契約をするに至った経緯について質疑をいたします。

# 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

おはようございます。議員の御質問にお答えいたします。

南部消防署改築(建築)工事請負契約につきましては、契約議案を平成27年2月定例会に上程し、 平成27年2月20日に可決いただきまして、同日付 で本契約に移行いたしました。

この間、平成27年1月30日付で国土交通省において平成27年2月からの公共工事の工事費積算に用いるための設計労務単価が決定さております。これを受けまして、佐賀中部広域連合が発注する工事につきましても、この新労務単価を用いることの特例措置について、平成27年2月24日付で受

注者へ通知いたしました。

これにより、南部消防署改築工事の受注者である株式会社上滝建設と、佐賀中部広域連合建設工事請負契約約款第56条に基づき、新労務単価を適用した請負金額に変更する協議を行い、今回の契約変更に至ったものです。

#### 〇松尾義幸議員

ただいま変更契約に至った経緯について説明を いただきました。

国土交通省による通知が1月30日に来て、そして、その労務単価について2月24日に運用についての特例を通知したということで先ほど説明をいただいたわけですけれども、そうしますと、受注業者である上滝建設と特例措置の適用について協議した内容について質疑をいたします。

### 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

平成27年2月25日に株式会社上滝建設に対し、 当該工事が平成27年2月10日以降の契約で、旧労 務単価を適用して予定価格を算出していることか ら、国土交通省が決定した新労務単価を適用する 公共工事に該当することを説明いたしました。

これに対し、株式会社上滝建設から新労務単価の適用について協議を請求されたことを受け、新労務単価を用いた請負金額の積算を行い、協議が調ったことから契約を変更するに至ったものです。

# 〇松尾義幸議員

勉強会の中で私は資料を求めまして、工事打合 簿並びに佐賀中部広域連合発注の場合の様式第 1-2号、契約後の案件で対象となる場合並びに 南部消防署改築(建築)工事特例措置の概要につ いて資料をいただいているわけですけれども、こ れによりまして特例措置の適用について協議した 工種のうち、鉄筋と型枠の数量、変更前と変更後 の工事費、変動率について、また、主な工種につ いて質疑をいたします。

# 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

まず、鉄筋についてですが、237トンを使用しております。

金額につきましては、変更前が3,576万9,000円、変更後が3,381万円で、5.5%、195万9,000円の減となっております。

減となった要因といたしましては、工事費のうち材料費の占める割合が大きく、労務費の割合が小さいことと材料の価格が下がったことが影響しているものと考えます。

次に、型枠についてですが、こちらは6,061平 方メートルを施行しております。

金額については、変更前が3,945万9,000円、変 更後が4,139万7,000円で、4.9%、193万8,000円 の増となっております。

増となった要因といたしましては、こちらは工 事費のうち労務費の占める割合が大きく、材料費 の割合が小さいためだと考えます。

また、主な工種についてですが、先ほどのもののほかに、コンクリート、外構・撤去一式、内装工事一式などがあります。

#### 〇松尾義幸議員

私の議案第10号に対する質疑を終わります。

#### 〇堤 克彦副議長

以上で通告による質疑は終わりました。 これをもって質疑は終結いたします。

◎ 広域連合一般に対する質問

# 〇堤 克彦副議長

次に、日程により広域連合一般に対する質問を 開始いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許可い たします。

# 〇松永憲明議員

おはようございます。それでは、通告に従いま して一般質問を行います。

私は今回、消防職員の労働安全衛生、あるいは 救急医療体制の確立等について一般質問をするわ けであります。

まず1点目、消防職員の労働安全衛生についてでありますけれども、広域消防職員は日常の訓練及び機械器具の点検整備、実際の火災や交通事故等への出動、また、さまざまな研修などに取り組んでおられることと思いますが、職員個々人の力を十分に発揮していく上で、健康で働きやすい職場環境の整備等を確保すべく、労働安全衛生対策は極めて重要だと認識をしております。

また、女性隊員もふえてきている状況にある中、

さまざまな対応も必要になってきていると考えます。

そこで、労働安全衛生について、委員会の設置 と、その機能がどういう状況なのか及びこれらの 課題は何なのかについて答弁を求めます。

2点目、救急医療体制の確立についてであります。

旧神埼消防署と合併したことにより、救急救命士は増加したと聞いているところでありますが、 救急処置範囲拡大に伴う追加講習や病院実習、他 部署への人事異動等で、職場では救命士不足が出 てきているのではないかと危惧するところであり ます。

そこでまず、救急出場の実情と課題をお答えく ださい。

以上で総括質問といたします。

# 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

議員の御質問にお答えいたします。

佐賀広域消防局では、労働安全衛生法に基づき、 職場及び職員の安全と衛生を確保するため、安全 委員会及び衛生委員会をそれぞれ設けております。

このうち、安全委員会では、職員が業務や訓練を行う際の安全を確保するため、安全管理計画や 訓練計画を作成し、職員の安全の維持向上に努め ております。

また、各署に安全責任者等を置き、各施設の安全面について管理を行うほか、年に一回、庁舎及び訓練施設等について全体的な巡視を行い、安全管理上、改善すべき事項がある場合には施設の改修や安全教育などの必要な措置を講じることとしております。

消防庁舎については、まさに消防力の拠点となる施設になります。その整備については、各施設の老朽化などを考慮しながら計画的に行っており、より安全性に考慮した訓練施設として整備を行っております。

さらには、今後、女性消防吏員が増加することなども見込み、庁舎内に女性スペースを確保するなど、職員の生活環境にも配慮した整備を行っているところです。

衛生委員会につきましても、各署に衛生管理者

等を定め、衛生上、快適な職場環境の形成に努めるとともに、医学の専門的な面から職員の健康管理を行うため、局において産業医を委嘱しております。

また、安全委員会と同じく、年に一回、各庁舎 等の巡視を行い、衛生管理上、改善すべき事項が ある場合には必要な措置を行うこととしておりま す。

両委員会とも、広く職員に意見を求め、そのことについて積極的な検討と対応を必要に応じて実施しており、それぞれ円滑に機能しているものと考えております。

今後も消防施設の機能充実とあわせて、職員の 安全確保と衛生推進に努めてまいります。

## 〇高島直幸消防課長

おはようございます。私からは議員の救急出場 の実情についての御質問にお答えします。

本消防局管内における過去3年間の救急出場の件数は、平成25年は1万4,838件、平成26年は1万4,762件、平成27年は1万5,058件となっております。

平成27年中の救急事故種別で見ますと、急病が 最も多く、8,142件で全体の54%、一般負傷事故 が1,871件で12%、交通事故が1,756件で11%と なっており、事故種別の比率については例年変わ らない状況で推移しております。

また、救急搬送された傷病者を年齢別で見ますと、65歳以上の高齢者が7,659名と最も多く、全体の57%を占めております。

この割合は平成25年から毎年1%から2%ずつ ふえており、これからも高齢化が進むにつれ、救 急出場件数の増加が見込まれますので、救急車の 適正利用について、これまで以上に住民の皆様の 御理解を得る必要があると考えております。

現在行っております応急手当ての講習会や救急のイベントなどでの啓発活動のほか、広報紙やホームページなども積極的に活用いたしまして、救急車の適正利用の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

#### 〇松永憲明議員

それぞれ答弁をいただきましたので、これから

は一問一答に移ってまいります。

今、安全委員会及び衛生委員会が設置されているということで答弁がありましたけれども、その 構成についてお答えください。

#### 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

まず、安全委員会の委員といたしましては、職場及び職員の安全管理に関する事務を総括する者として、総括安全責任者を置いているほか、消防局及び各消防署に置いている安全責任者と安全担当者によって構成をしております。

次に、衛生委員会の委員といたしましては、職場及び職員の衛生管理に関する事務を総括する者として、総括衛生管理者を置いているほか、消防局及び各消防署に置いている衛生管理者、所属長及び衛生推進者により構成をしております。

#### 〇松永憲明議員

構成についてはわかりましたけれども、この委 員会の開催状況についてお答えいただきたいと思 います。

# 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

安全委員会及び衛生委員会の開催につきましては、職場及び職員の安全と衛生を定期的に見直し、あるべき状態を維持する必要があることから、それぞれ年に1回以上開催することとしており、必要があれば、その都度開催をしております。

今年度は安全委員会を2回、衛生委員会を1回 開催しているところでございます。

# 〇松永憲明議員

わかりました。

総括答弁では課題についてもお尋ねをしておったところでありますけれども、いま一つちょっとはっきりしなかったわけですけれども、例えば、訓練中の安全管理等は適切になされているかどうか、その点についてお答えください。

# 〇高島直幸消防課長

議員の訓練中の安全管理はという御質問にお答えします。

近年の急速な技術革新と年々進化する資機材など、隊員を取り巻く環境も変化する中、規律の保持、災害に対する不安要素の排除、部隊運用の効率化などを目的に各種訓練を実施しております。

訓練の内容につきましては、消防活動の基本的 技術を習得する基本訓練、図面、模型などを使用 して隊員の役割、行動などを確認する図上訓練、 複数の消防隊が連携して仮想災害に対処する合同 訓練、消防以外の機関を含め、実災害に近い状況 を想定した総合訓練などで、練度に応じた目標を 想定し、実施しております。

訓練を実施する場合は、本消防局の消防活動基本規程や安全管理規程などに基づきまして、訓練指揮者が訓練計画を作成し、その内容につきまして安全責任者が点検した上で、消防署長などの許可がなければ実施することができないこととしております。

また、訓練中には必ず安全管理者などを配置して、訓練のスムーズな運営と事故防止に努めておりますので、安全管理の欠如などに起因する隊員の事故は発生しておりません。

#### 〇松永憲明議員

安全管理の欠如などに起因する隊員の事故は発生をしていないということでありますけれども、 日常的な隊員の方々の心がけ等をやっぱりしっかりしていただいて、万全を期していただきたいと、 このように思うところであります。

それでは次に、近年、いずれの職場でも、さまざまなストレスによって精神的に参ってしまうという職員が出現をし、病体や退職に追い込まれるというケースが出てきているわけでありますけれども、そこで、メンタルヘルスケアについて、これまでどのように取り組んでこられたのか、お伺いをいたします。

# 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

平成26年6月に改正労働安全衛生法が公布、平成27年12月に施行されたことにより、ストレスチェック及び面接指導が事業主に義務化されました。

現在、本消防局においても導入に向けた準備を 進めているところであります。

本消防局では、平成17年度に佐賀中部広域連合 消防職員の心の健康の保持増進に関する要綱、メ ンタルヘルスケア実施要領を策定し、職員のセル フケアを中心とした心の健康増進と予防的対策と しての1次予防、相談対応、職場環境の整備を中心とした早期発見と早期対策としての2次予防、心の不調により休職した職員へのサポートを中心とした職場復帰支援と再発予防としての3次予防の3段階の対策として、全職員を対象としたメンタルへルス研修の実施、消防職員安全衛生研修会などの外部研修の受講、相談体制の整備を行い、メンタルへルスケアに努めてまいりました。

#### 〇松永憲明議員

今の答弁を聞きまして、よく整備されているなというふうに思うところであります。そういった点で、これからもぜひこれを充実させていただきたいと思っているところですが、昨年12月に労働安全衛生法の改正施行によりますストレスチェック等が義務化されたと先ほども答弁いただいたわけですけれども、これについてどういうふうに取り組んでいかれるのか、お答えください。

#### 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

今回の労働安全衛生法の改正により導入されましたストレスチェック制度はメンタルヘルスケアの中で1次予防に当たり、職員のストレスチェック等を実施することで、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、検査結果を分析し、職場環境の改善につなげ、職員がメンタル面で不調となることを防止するものであります。

平成28年度ストレスチェック等の実施に当たり、 構成市町の実施内容を参考にし、産業医及び医療 機関に相談しながら本消防局の方針を策定してい きたいと考えております。

その後、衛生委員会等でストレスチェックの実施方法及び体制等を協議、決定し、1年ごとに1回、ストレスチェックを実施していきたいと考えております。

# 〇松永憲明議員

恐らく昨年12月施行ということで、これからその内容を詳しく検討していくということになろうかと思いますけれども、ぜひしっかり取り組んでいただきたいなと思っているところでございます。このストレスチェックにつきましては、その結果が本人には通知されるということになっておりますけれども、局のほうには、職場のほうには来

ないわけですね。もし気になることや、あるいは 問題点等があって、本人から所属長への申し出や、 あるいは相談があればいいわけですけれども、そ うなるとは必ずしも言い切れないわけであります。

そこで、今後、ストレスチェックを職員のメンタルヘルスケアにどういうふうにつないでいくかと、これは非常に重要なことだと思うわけですけれども、どうつないでいくかという考え方についてお答えいただきたいと思います。

#### 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

今後、ストレスチェック制度の導入、実施に当たり、既存の要綱、体制を見直し、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルスケアに総合的な取り組みが行えるよう努めていきたいと考えております。

また、日ごろから上司と部下、同僚など職員間のコミュニケーションを図り、周囲の人への気づき、声かけなどを行うことにより、相互に相談しやすい環境づくりにも努めていきたいと考えております。

# 〇松永憲明議員

最後のほうに言われたところは非常に重要なことじゃないかと私は思うんですね。ストレスだけの問題じゃなくて、そのほかのことについても、やっぱりそういった職場の雰囲気、環境というものが人をつくっていく。やっぱり人づくりというのも非常に重要なことでありまして、そういったものに役立てていただきたいなと、ぜひお願いを申し上げたいと思います。

それでは、大きく2点目の救急救命士の問題に ついて質問をしていきたいと思います。

まず、救命士の充足状況についてでありますけれども、総括答弁では出動件数が増加をしてきて、1万5,000件の大台に乗ったというような答弁もあったわけですけれども、救急救命士の充足率というのはどういう状況なのか、お答えください。

# 〇高島直幸消防課長

議員の救急救命士の充足率の御質問にお答えします。

管内における救急隊の配備数につきましては、 消防力の整備指針に定められております人口を基 準とした配置台数のほかに、管内全域の住民に対して充実した救急サービスを提供することを目的として、6消防署3分署4出張所に合計で15隊の救急隊を配備しております。

本消防局におきます救急救命士の状況ですが、 免許保有者数は108名で、現在、救急隊として実 動している救急救命士は89名となっております。

国が示しております消防力の整備指針に定められている救急車1台に対し3名の隊員を乗車させ、うち1名以上を救急救命士とする基準を十分に満たしているところであります。

本消防局では、救急救命士が行う救命処置が高度化していく中、適切かつ迅速な処置を行い、住民の救命率を向上させるため、救急車1台に2名の救急救命士の乗車を目標に、現在、養成を進めているところです。

平成28年度につきましては、救急救命士免許の 取得のため、3名の職員について養成所への派遣 研修を計画しており、今後も救急救命士免許保有 者の採用や退職者などの推移を考慮しながら救急 救命士を養成し、救急体制の確立を図ってまいり たいと考えております。

#### 〇松永憲明議員

救急救命士の充足率は国の基準を満たしていると、そして、なおかつ2名体制を確保していきたいと、こういうお答えだったと思うんですけれども、これからまた質問するわけですけれども、さまざまな研修等もあろうと思いますので、ぜひそういった人員の確保を養成を含めてやっていただきたいと思っているところです。

そこで、救急隊員の労働安全体制の確立という ことで、勤務体制がどうなっているか、まずそこ をお答えください。

# 〇高島直幸消防課長

議員の勤務体制についての御質問にお答えいた します。

職員の勤務時間につきましては、佐賀広域消防局消防職員の勤務等に関する規程に定めており、消防署に勤務する救急隊も消防隊と同様、午前8時30分から翌日の午前8時30分までの隔日勤務を行っております。

1回の勤務時間は日勤者の2日分に当たる15時間30分となっており、4週間を平均して1週間につき38時間45分となるよう勤務時間を割り振っております。

休憩時間につきましては、正午から午後1時までの1時間、午後5時15分から午後6時15分までの1時間、午後10時から翌日の午前6時30分までの間に6時間30分となっており、1回の勤務時間の休憩時間を合わせますと、合計で8時間30分となっております。

休憩時間中におきましても救急出場はあります ので、救急活動終了後に取得するようにしており ますが、夜間の仮眠中などに発生した災害に出場 した場合は休憩時間を振りかえる時間がありませ んので、超過勤務手当で対応しております。

#### 〇松永憲明議員

やっぱり24時間体制で備えていかなくちゃならないということで、かなり勤務体制というのは厳しい状況かなと。しかし、平均的には週労働時間を確保できるという形で勤務体制が整えられているというように受けとめていきたいと思いますが、夜間の研修というのも当然あっているようでございます。

現在行われている病院実習は、24時間当直して、 1当務で16時間勤務となっているにもかかわらず、 深夜の時間帯で実習をしても時間外手当の支給が ないというふうに聞き及んでいるところですけれ ども、日勤で実習ができないのかどうか、その点 についてお答えください。

# 〇高島直幸消防課長

議員の日勤で研修ができないかという御質問に お答えします。

就業中病院研修につきましては、国からの通知で救急救命士の再教育の一環として、2年間で最低48時間程度の病院実習を行うことになっており、本消防局におきましても、実動救急救命士について就業中病院研修を実施しているところであります。

この研修は3次医療機関であります佐賀大学医学部附属病院と佐賀県医療センター好生館に委託しておりますが、先ほど言われましたとおり、夜

間に及ぶ研修もありましたので、双方の委託機関に日勤による統一した研修体制をお願いいたしまして、平成28年4月1日からの実施に向けた事務作業を進めているところであります。

#### 〇松永憲明議員

そういうふうに検討をされて、実施できるよう な方向だということでありますので、ぜひよろし くお願いをしたいと思っております。

それでは、こういうふうな勤務状況の中で、救 急活動は相当神経を使われると思うわけです。こ の救急活動に際して、労働安全確保については十 分配慮が必要だと思うわけですけれども、どのよ うな対策をとられているのか、お答えください。

#### 〇高島直幸消防課長

通常の救急要請につきましては、救急救命士を 含む3名の隊員で救急隊を編成し、現場対応を 行っております。

しかし、救急の119番通報を受けた通信指令室が通報の内容から救急隊のみでは対応が困難であると判断した場合には、ポンプ車を同時に出動させ、救急隊と連携した消防隊による救急支援活動を平成23年8月から行っておりまして、この出動体制を通称PA連携と呼んでおります。

具体的に申しますと、高層階や狭隘な場所から 傷病者を搬出する事案や車両の交通量が激しい場 所で傷病者や救急隊員の安全を確保する必要があ るときなど、通報内容から救急隊の活動を支援す る必要があると思われたときに消防隊を同時に出 動させ、災害現場における救急隊員の身体的負担 の軽減及び安全確保を図りながら円滑な活動を 行っているところであります。

# 〇松永憲明議員

ありがとうございました。かなりいろんな配慮がなされているということで、一安心という状況でございます。

それで、最後になるわけですけれども、職員が 生き生きとして働きがいのある職場づくりという ものが職員の団結を生み、仲間づくりがうまく機 能し、ひいては職責を全うできることにつながる と、このように信ずるわけでございます。もちろ ん仕事柄、厳しさも当然必要だと思うわけであり ます。

きょうの一般質問での答弁をお聞きして、心強 くした面が多々ありました。今後、各種の災害か ら住民の生命、身体、財産を守るため、消防局一 丸となって、なお一層邁進していただくようお願 いを申し上げ、私の質問を終わります。ありがと うございました。

#### 〇馬場 茂議員

おはようございます。吉野ヶ里町の馬場茂でご ざいます。通告に従い、一般質問をさせていただ きます。

今回、私は2つの事項について質問をさせていただきます。1つ目は第6期介護保険事業について、2つ目が消防行政についてであります。

まず、1つ目の第6期介護保険事業についてですが、第5期までは被保険者が要介護状態、または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援をすることを目的として、4つの基本事業に取り組まれてきましたが、第6期からは地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを一層推進していくために、新たに3つの事業に取り組むことになっております。

そこで、現時点での各市町の地域包括ケアシス テム構築の現況をお聞きいたします。

次に、2つ目の消防行政についてですが、昨年 問題となりました佐賀広域消防局昇任試験の件で あります。

1年も前の案件、何を今さらとお思いになるかもわかりませんが、一般質問でも出され、消防委員会の中でも協議したにもかかわらず、その後、どのように対策をとられたのか、報告も受けておりません。

そこで、どのように対処されたのかをお聞きい たします。

以上を総括とし、あとは質問者席より一問一答 にてお聞きをいたしますので、よろしくお願いを いたします。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

おはようございます。地域包括ケアシステムの

構築に向けて、現況をお答えいたします。

広域連合と市町の動向を踏まえたところで御回 答をさせていただきます。

地域包括ケアシステムの構築につきましては、 構築に向けた取り組みをさらに充実させるため、 たびたびの制度改正が行われており、この第6期 においても地域支援事業の大きな見直しが行われ ております。特に、地域包括ケアシステムの構築 を担うものとして、包括的支援事業の見直しによ る在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整 備事業、認知症総合支援事業が新規事業として位 置づけられております。

本広域連合においても、地域包括ケアシステムの構築のためには、これらの新規事業を含めた包括的支援事業の実施が重要だと考えております。 具体的には、包括的支援事業の実施は本広域連合から構成市町や地域包括支援センターへの委託事業となっております。このため、構成市町や地域包括支援センターとの会議を重ね、基本的な方向性を決定いたしております。

ここで新規事業の概略を述べさせていただきますと、まず、在宅医療・介護連携推進事業ですが、 在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療 機関と介護事業所等の関係者の連携を推進するこ とを目的とする事業です。具体的には、医療や介 護の社会資源の把握、連携会議や研修会の開催、 相談の受け付けなどとなっております。

次に、生活支援体制整備事業ですが、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化や高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする事業です。具体的には、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を行います。

最後に、認知症総合支援事業ですが、この事業 は認知症初期集中支援推進事業と認知症地域支 援・ケア向上事業の2つの事業で構成されており ます。具体的には、認知症初期集中支援推進事業 は、早期診断、早期対応に向けた支援体制として 認知症初期集中支援チームの配置、認知症地域支 援・ケア向上事業は、認知症の人やその家族を支 援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員の 配置となります。 これらの新規3事業につきましては、国の考えでは平成30年4月までに各事業のメニューの全部を実施するものとなっております。本広域連合では、準備期間として、その期間を活用し、全部実施の時期を平成30年4月といたしております。

平成28年度及び平成29年度はその準備期間となりますが、準備段階において経費を要する事業もあることから、国庫等の財源は平成28年度から利用できるように対応しており、その事業実施を可能としております。そして、平成28年度からの事業実施に向け、構成市町との協議や検討を重ね、基本的な方向性を決定いたしております。

また、基本的な方向性につきましては、昨年10 月の介護保険運営協議会において御審議をいただ いております。

このような経過を踏まえ、平成28年度につきましては、まずは地域包括支援センターに先駆けて各市町において事業を実施していただくことといたしております。平成28年度からの事業実施につきましては、これまでの各市町の福祉施策等、また、地域の関係機関等との連携体制や地域資源、地域づくりがベースとなります。しかし、これまでに各市町の福祉施策等で取り組んできた手法や考え方、地域における実情等も異なり、また、事業を構築していく上で積み上げていくものも市町の特色も出ることとなります。

これから具体的に市町が事業に取り組んでいく ため、事業の進捗等はまだありませんが、そのス タートラインとしての立ち位置はさまざまな形と なっております。しかし、平成30年4月において 市町が全ての事業メニューを実施できるよう、市 町との連携、協議を行っていきたいと考えており ます。

# 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

平成27年2月20日の全員協議会において、先進 地や同規模消防本部の昇任試験の実施状況、内容 などを調査し、次年度の昇任試験に反映させる旨 の報告をしたところでございます。

今年度は過去3年間の試験問題を職員に公表し、 また、筆記試験問題を外部に委託しました。さら に、面接試験に関しましては、さまざまな角度か ら評価をするため、試験官をふやし実施をしてお ります。

平成27年12月上旬に1次試験、12月中旬に2次 試験を実施しまして、12月28日に最終合格者の発 表をしたところであり、当初の計画どおりスムー ズに試験を終えております。

#### 〇馬場 茂議員

説明をしていただきましたので、これから1つ目の第6期介護保険事業についてということで入っていきたいと思います。

まず、各市町の状況ということでお聞きしたんですが、やり方が違うし、また、スタートラインの足並みもそろってはいないと。

それで、新規3事業それぞれの各市町での今現 在での取り組みの差はどのようになっているで しょうか。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

市町ごとにおける事業として構築を行い、平成 30年4月の事業のメニューを全て実施した姿は同 一のものになると考えております。

ただ、市町の規模、それまでの福祉施策などにより、現在の地域支援事業のように地域性が出て、 それぞれの特色が出ることになるものと考えております。

平成28年度から準備段階として事業を開始することとなりますが、現在の市町における関係機関との連携体制などを踏襲した上での事業の構築となりますので、事業をスタートする段階での各市町の状況は異なっております。また、平成28年度は各市町において実施が可能な事業から事業の実施体制を整えていき、その事業項目の選択についても各市町の状況に応じたものとなります。

よって、各市町における事業構築までの過程に は違いは出てくるものと考えており、平成28年度、 平成29年度は違いが出てくるものと考えておりま す。

# 〇馬場 茂議員

スタートラインが違い、パイロット事業等の選択も市町にいろいろ任せているとは言われますけれども、平成30年4月から実際に実施に入るわけですよね。そういうことで、ばらつきがあるとい

うことは――しかし、それは実際にサービスを受けるほうとしては、ばらつきがあっては困るわけですよ。だから、そのばらつきを、その結果、地域性の差が出てきてもまずいし、その差が出ないために広域連合では今後どのように取り組んでいかれるんですか。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

さきに申し上げましたとおり、包括的支援事業における新規3事業につきましては、本広域連合の全圏域において、その事業に係る内容の全てを実施する時期は平成30年度からとなります。

ただし、経費を要する事業等もあるため、平成 28年度からの事業実施を可能としております。

そして、平成28年度におきましては、各市町の中でパイロット事業として、地域の関係機関との連携体制やこれまでの事業の継続等を踏まえた事業展開を行う予定です。そして、その実施方法は広域連合から市町へ業務を委託する予定です。

また、平成29年度においては、パイロット事業における検討結果や成果等を踏まえ、市町ごとにおける事業の充実を図るとともに、民間法人が設置する地域包括支援センターにおける事業実施に必要な体制を構築する予定といたしております。そして、その実施方法は広域連合から市町へ、また、地域包括支援センターへ業務を委託する予定であります。

# 〇馬場 茂議員

新事業の中で、特に在宅医療・介護連携、それから認知症総合支援、こういうものは大きな市、大きい施設が整っているところはスムーズに対処していけるでしょうが、やはり小さいところは、いろんな意味でそういう事業に対する非常に難しい部分が出てくると思うんですよね。

それで、そういう部分を広域連合で一本化できないのかと、そういう取り組みはお考えになっていないでしょうか。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

これまでの地域支援事業の事業実施において、 生活機能評価の実施やプログラム参加の適否に係 る医師の判断など、統一的な基準による判断等を 関係機関に依頼する場合などは広域連合が主体と なって関係機関との協議、検討を行ってきました。 しかし、今回の新規3事業の実施につきまして は、各市町の福祉施策との関連性も高く、また、 これまで市町において培ってきた関係機関との連 携等も踏まえた事業展開を要するものであり、市 町の地域性が強くあらわれる事業でもあります。

よって、関係機関との協議、検討内容につきましても市町ごとに異なるものであるため、広域連合はできる限りのサポート役として動いていきたいと考えております。

# 〇馬場 茂議員

サポート役として動いていくと言われましたけれども、地域性があるから、そこで得手不得手が出てくると思うんですよね。その不得手の部分をどうするのかが問題だと思うわけです。

サポートも、どの程度のサポートなのかはわかりませんが、本当に平成30年4月の実施までに市町の格差はなくなるでしょうか。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

新規3事業につきましては、市町の地域性や特色を生かした事業を構築していくことになります。よって、事業の具体的な実施方法等において地域性や市町の特徴という意味での違いは出ると考えております。

しかし、新規3事業における必須とされる事業項目は国で定められておりまして、平成30年4月の時点では各市町で全ての事業項目を実施する予定です。したがいまして、事業の実施という点では市町間の差は発生しないと考えております。

本広域連合といたしましても、高齢者の皆様に 不公平感や不利益が生じないよう、各市町におけ る事業実施に向けた進捗状況など、各市町間の情 報の共有や調整等を図りながら事業の構築に努め ていきたいと考えております。

# 〇馬場 茂議員

制度として、国が定める事業項目は各市町とも 全てが実施となる予定であるということですが、 だからこそ、足並みがそろっていないとだめじゃ ないのかということで、そういう指導をやはり広 域連合からも各市町にお願いをしたいと思うわけ です。佐賀中部広域連合第6期介護保険事業計画 にも構築していくとありますので、任せているばかりではなく、指導のほうもよろしくお願いして、引っ張っていただきますようお願いをしたいと思います。

次に、要支援者の地域支援事業への移行については現在どのように取り組まれておるのでしょうか。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

第6期の制度改正における予防給付の見直しでは、要支援者が受給する全国一律の予防給付のうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を地域支援事業の中に創設された新たな介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、要支援者等に対して必要な支援を行うものです。

この総合事業における要支援者等へのサービス は、訪問型サービス、通所型サービス、その他生 活支援サービス、介護予防ケアマネジメントで構 成されております。

これらのサービスの対象者は要支援者に相当する方ですが、サービス利用に至る流れとして、2つの流れが設けられております。

1つは、これまで同様に要支援認定を受け、介護予防ケアマネジメントを受ける流れです。

このほかに、総合事業では厚生労働大臣が定める基準を用いた簡易な形で、まず事業対象者を判断し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげる流れも設けられております。

この厚生労働大臣が定める基準につきましては、これまでの基本チェックリストと同様の基準に該当することとされております。また、総合事業における介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センター等が実施することとなっております。

本広域連合では、総合事業の実施につきまして、 法の規定による経過措置期間を踏まえ、事業の開始を平成29年度からといたしております。そして、 事業の基本的な方向性を踏まえ、市町と事業開始 に向けた実施案の協議、検討を行いました。その 結果、平成29年度における要支援者等へのサービ スに関しましては、広域的に統一したサービスの みを提供する予定といたしております。

#### 〇馬場 茂議員

これからこの要支援、要介護、非常にどこの市 町もますますふえていかれると思うんですね。そ ういう中で、現在、各事業所で離職者が非常に多 いと。この間、新聞のほうにも人材不足というこ とが掲載されておりましたけれども、その非常に 人材不足が言われておる点、これを広域連合とし てどのように考え、また、取り組まれていくんで しょうか。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

地域支援事業の実施につきましては、総合事業だけでなく、さきに御答弁を申し上げました包括的支援事業など、さまざまな事業内容の変更が行われております。

これらの事業推進には人的資源は重要であり、いかに対応していくのかは検討課題となります。

現在、市町と協議して地域支援事業の方向性を 決定しておりますが、本広域連合からもその体制 を支えるための委託金額も提示いたしております。

また、平成29年度から総合事業を開始いたしますが、移行期である平成29年度につきましては、現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスのみを提供する予定としております。

その相当サービスに係る人員等の運営基準は本 広域連合で設定することとなりますが、現時点で の検討段階においては、現行のサービス事業所の 基準と同一になる予定となっております。このた め、総合サービスの開始に伴い、即人員不足とな るおそれはありません。

ただし、この地域支援事業の変更等を含めた地域包括ケアシステム構築に向けては、国も介護職員の安定的な確保を図ることが重要な課題であると認識いたしております。具体的に介護人材の確保や育成の推進は都道府県の事業となっております。このため、県の介護従事者の人材確保に関する取り組みには介護保険者として協力できるところは協力していきたいと考えております。

地域支援事業の実施に向けた市町の事業や地域 包括支援センターの運営に係る人的資源の確保に ついては、第7期以降も重要な課題となり、十分 な検討が必要だと考えております。また、介護職 員の人材確保も重要な課題として、できる限りの 推進を行いたいと考えております。

#### 〇馬場 茂議員

市町においてはどう取り組むか、方向性がなかなか決まらないんじゃないかと思っております。

そこで、連合としてモデルとなるような例を提 案していただければ大分違うんじゃないかと思い ますが、その点いかがでしょうか。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

まず、第6期の総合事業の実施につきましては、 介護保険者である本広域連合が実施する事業だけ であり、各市町が主体となる事業はない予定と なっております。また、第7期からの事業は、第 7期に係る介護保険事業計画策定を行いながら市 町と協議を重ねていくものと考えております。

これまで地域支援事業の実施に際して、その取り組みの方向性や枠組み等について、必要性がある場合は市町との協議の上、示してきました。これは方向性や大枠のみを示すことで、事業の具体的な実施方法や仕組みにつきましては市町の特色や地域性を生かした事業展開を図りたいという考えからです。よって、モデルとなる例など具体的な内容は、今後も市町と個別に協議していきたいと考えております。

また、その中で共通事業、あるいはモデル事業 としての必要性が出てくれば、事業計画策定にお ける検討に組み入れる必要があるものと考えてお ります。

# 〇馬場 茂議員

2025年ですね、団塊の世代が75歳を迎えられる。この時期から先もですけれども、とにかく後期高齢、大変な時代を迎えていくんじゃないかと思います。そこで、ぜひとも、まず平成30年4月の実施へ向けて、いろいろと御指導をしていただきながら、この地域包括ケアシステムの構築、それから地域支援事業と、本当によろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。 先ほど説明をいただきましたが、新聞、テレビ 等でも報道され、全員協議会の中の報告も、方向 性だけを示された報告となっておりました。なぜ 議会に対しての報告がなかったのか、お願いをい たします。

# 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

平成27年2月20日に行いました全員協議会での報告以降、特段問題等もなかったため、あえて報告はしておりません。

#### 〇馬場 茂議員

報告以降、問題がなかったから、あえて報告しませんでしたですか。それはあんまりでしょう。 やはりこうやって中部広域連合議会というきちっとした佐賀市議会議場で皆さん真剣に協議され、いろいろ話し合いをしているんですから、やはりいろんな問題が起こった後、どういうふうに対処したのか、それはきちっと報告してしかるべきだと思います。

それで、先ほど総括で、試験は外部委託と、過去3年間の試験問題も職員に公表されたと答弁がありましたが、今回の事件の後、それまで公表していなかった過去の問題集も出されたということでございますね。

じゃ、今後は署長は部下の指導に当たってよろ しいんですか。

# 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

上司が部下に対し指導を行うことは、職員の育成、組織の強化の面で大切なことだと考えております。

なお、今年度から過去3年間の試験問題を公表 しておりますので、署長による直接的な試験対策 指導は薄れたのではないかと思います。

特に、昇任試験は給与や身分に直結し、自己目的の達成というウエートが高いと考えますので、 行き過ぎた試験対策は行うべきではないと考えて おります。

# 〇馬場 茂議員

それと、私が気になっているのが、合格内定者が4名おられたということは聞いておりました。 その方々が再試験を受けられたわけですね。その 結果、この4名の方全員合格なら結構です。でも、 中には落ちた方がいらっしゃるんじゃないですか。

#### 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

当初の昇任試験の合格内定者と再試験の合格者

については一致はしておりません。

#### 〇馬場 茂議員

一致していないということは、再試験で落ちた 方がいらっしゃったということですか。

#### 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

昨年の合格内定者と再試験の合格者については 一致はしていないということで答弁させていただ きます。

#### 〇馬場 茂議員

私が聞きたい答えが出てこないんですが、何名 落ちたとか、そこまでは聞きません。落ちた方が いらしたのか、いらっしゃらなかったのか、そこ だけ答えてください。

# 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

再試験で不合格になった方はいらっしゃいます。

# 〇馬場 茂議員

その落ちた方は、おもしろくなかったでしょう ね。 1 次試験で上がっていたから、 2 次試験まで 受けられているんですね。それで、要するにあの 密告があって、あれが表面化した。そこで、まだ 合格発表はしていなかったんだけれども、再試験 をすることになった。合格していた方がおったか ら、再試験しなきゃいかんやったと思うんですよ ね。全部落ちていたら、再試験する必要ないです もんね。

そういうことで、その落ちた方、非常に私は士 気が下がったんじゃないかと思うんですよ。やる 気があって昇任試験を受け、1次上がって、2次 も受けた。その後、再試験を受けさせられたと。 話では、その再試験も受けないと最初は言われた そうですね。でも、上司が説得をして受けられた というふうにも聞いております。

それで、組織の中で士気が下がったというふう なことで問題が出なかったんでしょうか。

# 〇鷲崎徳春消防副局長兼総務課長

当初の昇任試験は最終合格者の発表は行っておりませんので、受験者は試験結果について知るすべがないため、混乱等もなく、士気の低下にはつながっていないものと考えております。

#### 〇馬場 茂議員

それはないということですけれども、まず、再

試験をしたということで、やっぱりその方はある 程度感づかれていると思いますよ。それで、自分 の答案、そういうことも全部頭の中に入っている わけですから、自分が合格をしていたんじゃない かということは薄々わかられて、そこでまた再試 験を受けて落ちられたということですからね。

とにかく職場の中でそういう士気の低下につながるような事案が発生しますと、やっぱり職場でいろんな意味で事故や問題が起きる可能性が高いわけですね。先ほども議員からもございましたね。メンタルヘルスケアということでございます。だから、やはり隊員、職員の皆さんのメンタルヘルスケアをきちっと上層部はお考えいただいて、とにかく今後、小さなことでも事件が起きないよう、事故が起きないように注意をしていただきたいと思います。

最後に、局長、そのあなたの見解をお聞かせく ださい。

# 〇田原和典消防局長

消防に限らず、組織は職員の連携、結束が大事だと思っております。特に、消防は災害現場で勤務するわけですので、チームワーク等が特に大事になってきます。職員の一体感の醸成に努めて、消防業務、消防の使命である住民の安心・安全のために取り組んでいきたいと思います。

# 〇馬場 茂議員

とにかく気を引き締めて、よろしくお願いしたいと思います。ちょこちょこと事故も発生しておりましたので、特にその点、注意をされて、この中部広域連合構成市町の住民の皆様が安心して任せられる消防組織をつくり上げていただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。 ありがとうございました。

# 〇松尾義幸議員

小城市の松尾義幸です。通告に基づきまして 2 問、総括質問を行います。

1問目は、地域密着型サービスの基盤整備についてです。

第6期計画における地域密着型サービスは、住みなれた地域で生活が続けられ、地域特性に応じ

たサービスの提供が求められています。

第5期計画における利用者の実績と第6期計画 での見込みと、その利用料金についてです。

まず、認知症対応型通所介護について質問いたします。

2問目は、介護支援ボランティアポイント制度 についてです。

介護支援ボランティアポイント制度を通じて、 高齢者が地域に貢献し、自身の介護予防を推進す る取り組みについてです。

佐賀中部広域連合が実施しているサポーティア 事業の事業概要について質問いたします。

# 〇石橋祐次総務課長兼業務課長

おはようございます。認知症対応型通所介護の 利用者等についてお答えいたします。

先に認知症対応型通所介護でございますが、認知症の利用者を対象に、認知症の症状の進行の緩和に資するように専門的なケアを提供する通所介護の形態をとるサービスとなっております。

では、平成26年度利用者の実績及び平成29年度 の利用者見込みですが、第6期事業計画に記載し ている一月当たりの利用者数を申し上げます。

なお、平成26年度の値は、計画作成当時では決 算見込みとなっております。

平成26年度は196名、平成29年度は245名です。

また、利用料金については、実際に事業所等での利用では、事業所によって各種加算などが異なり、また、利用者がどのようなサービスを付加されるかによって異なってまいります。ここでは広く住民の皆様に使っていただいております介護保険べんり帳により、要介護1の方を例としてお答えいたします。

要介護1の認定者が7時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護のサービスを利用した場合の利用料金、すなわち費用額は1回当たり5,060円です。また、この利用料に係る自己負担額は、所得に応じて、平成27年8月から1割、または2割となっておりますが、1割の方の場合は506円となります。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

サポーティア事業の事業概要について御説明を

申し上げます。

本広域連合では、介護支援ボランティア活動を 行った場合に、活動実績をポイントとして評価す る介護支援ボランティアポイント制度をサポー ティア事業と称して、平成24年11月から開始いた しております。

本広域連合では、サポーティア事業を高齢者自身の介護予防事業として位置づけております。そして、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域に貢献することを奨励し、ボランティア活動を行う高齢者自身の健康増進や介護予防、生きがいづくりを推進することを事業の目的といたしております。

この事業は地域支援事業の介護予防事業として 位置づけられておりますが、事業を実施する保険 者によって事業の仕組みややり方などが異なりま す。そこで、本広域連合が実施するサポーティア 事業につきまして概要を御説明いたします。

本広域連合では、要支援・要介護認定者を除く 65歳以上の高齢者を事業の対象者といたしており ます。そして、活動を希望される高齢者はサポー ティアとして、まずは本広域連合に登録していた だく必要があります。

また、サポーティアが行う活動の内容は、施設での話し相手や傾聴、会場の設営や演芸披露などの施設の催し物に関する手伝い、その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動などです。

このサポーティア活動の対象となる活動場所は、 介護保険施設等のうち、サポーティアの受け入れ 機関として、あらかじめ登録していただいた施設 となります。現在、受け入れ機関として対象とな る介護サービス事業所は、介護老人福祉施設、介 護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着 型介護老人福祉施設、地域密着型認知症対応型共 同生活介護です。

また、サポーティアにはサポーティア活動手帳を配付いたしております。サポーティアが受け入れ機関でサポーティア活動を実施された場合、活動時間に応じて当該施設の担当者がその手帳にスタンプを押印いたします。スタンプは1時間当たり1個で、1日のスタンプ数は2個を上限といた

しております。そして、活動手帳に押印されたスタンプ1個当たり100ポイントを付与いたします。このポイントは100ポイント当たり100円とし、年間5,000円を上限として、サポーティア本人の申し出により換金することができる仕組みとなっております。

なお、これらのサポーティア事業の運営に係る 管理業務につきましては、公益財団法人佐賀県長 寿社会振興財団に管理機関としての業務を委託し ております。

# 〇松尾義幸議員

ただいまお二人より地域密着型サービスの基盤 整備について並びに介護支援ボランティアポイン ト制度について答弁をいただきました。

では、引き続き一問一答に入らせていただきます。

1問目の地域密着型サービスの基盤整備についてです。

先ほどは認知症対応型通所介護について説明をいただいたわけですけれども、続きまして、小規模多機能型居宅介護の第5期計画における利用者の実績と第6期計画での見込み、また、その利用料金について質問いたします。

#### 〇石橋祐次総務課長兼業務課長

小規模多機能型居宅介護の利用者数等について お答えいたします。

まず、小規模多機能型居宅介護ですが、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて施設への通いを中心として、短期間の宿泊や利用者の自宅への訪問を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスとなっております。

利用者については、一月当たり、平成26年度245 名、平成29年度366名です。

利用料金につきましては、このサービスは月額 定額となっておりますので、要介護1の方の場合、 一月当たり10万3,200円となります。自己負担額 は、自己負担割が1割の方の場合、1万320円と なります。

#### 〇松尾義幸議員

続きまして、認知症対応型共同生活介護の第5 期計画における利用者の実績と第6期計画での見 込み並びにその利用料金について質問いたします。

#### 〇石橋祐次総務課長兼業務課長

認知症対応型共同生活介護の利用者数等についてお答えいたします。

まず、認知症対応型共同生活介護ですが、認知症の利用者がグループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを受けるサービスとなっております。

また、グループホームでは、1つの共同生活住居に5人以上9人以下の少人数の利用者が介護スタッフと共同生活を送ります。

利用できるのは要介護度が要支援2以上の利用 者となり、要支援1の方は利用できません。

利用者数については、一月当たり、平成26年度 734名、平成29年度809名となっています。

利用料金は、要介護1の方の場合、1日当たり7,590円、自己負担額は、自己負担割が1割の方の場合、1日当たり759円となります。

#### 〇松尾義幸議員

ただいま認知症対応型通所介護並びに小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、つまりグループホームのことですけれども、これについて答弁をいただきましたけれども、今、質問いたしました3種類の地域密着型サービスの佐賀中部広域連合管内における事業所の数は幾らありますか、質問いたします。

# 〇石橋祐次総務課長兼業務課長

平成28年2月1日現在の本広域連合内の事業所 数についてお答えいたします。

認知症対応型通所介護の事業所数は19事業所、 小規模多機能型居宅介護の事業所数は20事業所、 認知症対応型共同生活介護の事業所数は68事業所 となっております。

# 〇松尾義幸議員

ただいま事業所数を19事業所、20事業所、68事業所と答弁をいただいたわけですけれども、認知症対応型通所介護は平成26年度の実績から平成29年度の計画見込み、これを差し引きますと49人で

す。それから、小規模多機能型居宅介護については121人並びに認知症対応型共同生活介護、グループホームは75人と、こういうふうに増加するという見込みがあるわけですけれども、地域密着型サービスについて、平成27年9月10日から10月9日まで、平成27年度における事業所の応募が行われております。応募の結果と地域密着型サービス運営委員会による設置候補者の決定結果はどうなっておりますか、質問いたします。

#### 〇石橋祐次総務課長兼業務課長

平成27年度における地域密着型サービス事業者 の応募状況についてお答えいたします。

地域密着型サービスについては、通常の介護 サービスより地域に密着していること、また、必 要な関係者の意見を聞くことが前提となっており ます。本広域連合では公に事業者の募集を行って おります。

募集した地域密着型サービスの種類は、地域密着型特定施設入居者生活介護以外の全てのサービスとなっております。そのうち、総量規制がある認知症対応型共同生活介護は5ユニット、利用定員45名の枠があるものとなっております。

これらにより応募された事業所数は、認知症対 応型共同生活介護15事業所、小規模多機能型居宅 介護1事業所、他の地域密着型サービスの応募は ございませんでした。

これらの応募に対し、選定した結果、認知症対 応型共同生活介護4事業所、小規模多機能型居宅 介護1事業所となっております。

# 〇松尾義幸議員

今、事業所の応募と決定状況を回答いただいた わけですけれども、そうしますと、利用者の見込 みに合わせて施設の整備見込みを立てているとい うふうに思うわけですけれども、具体的にどう なっていますか。

# 〇石橋祐次総務課長兼業務課長

介護保険事業計画においてサービス利用者数の 見込みを行う際は、高齢者人口、要介護等の認定 者数、それに各サービスに係る利用率等に基づき 推計を行っております。

それらの利用者数の見込みに加えて、施策的要

件、ここでは地域密着型サービスの施設整備など を加味し、最終的な利用者見込みとしています。

例といたしまして、第6期事業計画における小規模多機能型居宅介護の整備見込み数について説明いたしますと、最終的なサービス利用者見込みは、平成27年度の263名に対し、平成28年度を355名と推計し、92名の増加を見込みました。これには平成28年度の施設整備見込み数を6事業所と想定したことがあります。この場合においてはな数値的に見込んだ利用者より新規の施設整備を行うことによる利用者見込みが上回ることから、施設整備の見込みを利用者見込みに加味したことになります。しかし、実際には施設整備見込みによる利用者の増加等だけではなく、既存施設の稼働率が上がることで利用者数が増加することもあり、その場合は新規整備がなくとも利用が充足することとなります。

# 〇松尾義幸議員

今、小規模多機能型居宅介護の例を説明いただいたわけですけれども、平成27年度から28年度に92人見込んでいるという回答があったわけですけれども、そうしますと、施設の整備の見込みはどうなっていますか。

#### 〇石橋祐次総務課長兼業務課長

地域密着型サービスの施設整備の見込みについ てお答えいたします。

まず、総量規制の対象となる認知症対応型共同 生活介護については、居住系サービスであること、 すなわち介護保険3施設と並行して高齢者の生活 を支える施設であるため、高齢者のサービス利用 に大きな影響があること、また、事業所の参入希 望が多いことから、適切な数量見込みを立てるこ とが必須となります。このため、整備数について は、より慎重な検討を加えております。

また、他のサービスについては総量規制対象とならないため、原則としては指定拒否は行えません。

このため、その施設整備見込みについては、本 広域連合が望む形を基本として、日常生活圏域に おける高齢者数に対し、施設整備数が少ないとこ ろに新規整備があれば望ましいという観点から計 画に見込んでおります。

#### 〇松尾義幸議員

今、地域の希望があれば、そういうところに応募をかけたいという趣旨の答弁をいただいたわけですけれども、先ほど紹介をいたしました平成27年9月10日から10月9日までの設置候補者の状況では、次のようになっています。

地域密着型サービスの応募について、グループホームの場合、つまり認知症対応型共同生活介護について5ユニットの募集が行われているわけですけれども、その範囲として、ここに三瀬に1ユニット、神埼北に1ユニットなどの応募の条件が示されています。その区域以外に3ユニットというふうにあるわけですけれども、特に三瀬、神埼北についての応募状況と選定結果はどうなっていますか。

#### 〇石橋祐次総務課長兼業務課長

お答えいたします。

応募された事業所等について、三瀬地区は1事業所、神埼北については応募はございませんでした。

また、これらの応募に対しての設定結果は、三 瀬地区1事業所となっております。

#### 〇松尾義幸議員

三瀬と神埼北はわかりました。

全体でグループホーム、あと3ユニット募集するという点では、幾つの応募があって、幾つ決定しているか、質問いたします。

# 〇石橋祐次総務課長兼業務課長

三瀬地区と神埼北地区以外の地区の応募につきましては、14事業所あっております。

この応募に対しまして、設定結果は3事業所となっております。

# 〇松尾義幸議員

わかりました。

施設整備について、どういう考え方を持ってあるかについて質問いたします。

# 〇石橋祐次総務課長兼業務課長

基本的には高齢者の生活を支える介護サービス の種類がふえることは、高齢者の生活を支える手 段がふえ、さまざまなニーズに応えることができ るようになり、高齢者福祉として望ましいことだ と考えております。

その背景として、まず、特別養護老人ホームなどの介護保険施設について触れさせていただきますと、佐賀県は全国的にも施設の整備率が高く、全国平均以上の整備が進んでおり、新規の施設整備が厳しい状況にあります。

このようなことから、本広域連合域内における 介護保険施設の整備について、新規の施設整備が 厳しい状況にあります。しかしながら、施設入所 の優先度が高い要介護度が高い方はもちろんのこ とですが、要介護度が低い方でも施設入所の必要 性が高くなったときの対応が問題となります。

こうしたことから、対応の一つとして、居住系のサービス施設の整備、入所までの期間が長くなる場合や在宅生活を望まれている場合への対応、本人や御家族の負担が軽減される環境として、さまざまなサービスが充足することが望ましい状況となります。

幸い本広域連合においては在宅系の居宅サービスは十分な事業所数があり、高齢者のケアに十分なものとなっています。しかし、地域密着型サービスも有効な手段であり、居宅サービスで充足している部分があっても、より使いやすく感じられるサービスもあります。このため、地域密着型サービスの事業所やその種類がふえ、高齢者のケアに役立つことは望ましいと考えております。

こういった中、介護事業所を運営する事業者においては、事業運営するために経営の視点から採算性を考慮した判断をされます。事業者が採算がとれると判断してサービスに参入されることにより、多様なサービスが充実していくことを本広域連合としましては期待しております。このため、地域密着型サービスの募集については、できるだけ広範囲に募集を行い、参入の機会を知らしめているところでございます。

# 〇松尾義幸議員

私はただいま地域密着型サービスの基盤整備について質問をしたわけですけれども、本来は、特別養護老人ホームの待機者がまだまだたくさんおられるわけですので、そういう整備が必要だと思

いますけれども、県の規制とか、そういうもので なかなか実施に移されないという現状を非常に残 念に思っております。

この質問の最後ですけれども、施設整備の促進 に対して施策はあるのかについて質問いたします。

# 〇石橋祐次総務課長兼業務課長

施設整備の促進につきましては、事業者の採算性という観点から、事業者に参入を直接お願いすることは難しいものと考えております。このため、整備促進の考え方としては、できるだけ広く知らしめ、事業所参入に役立つ情報を提供するということにしております。

地域密着型サービスを募集する際には、募集に関する情報等を佐賀中部広域連合及び構成市町のホームページへ掲載するほか、本広域連合域内の全介護サービス事業所へ個別に案内を行っております。また同時に、事業所開設時における建設費補助金、開設準備経費に対する補助金などの案内についても行っているところであります。

#### 〇松尾義幸議員

では続きまして、2問目の介護支援ボランティ アポイント制度について一問一答に入らせていた だきます。

私が手にしておりますのは、佐賀中部広域連合のサポーティア募集の内容を書いたものであります。

このサポーティアの登録者数とポイントの利用 者数はどのようになっているのか、質問いたしま す。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

サポーティアの登録者数についてお答えをいた します。

平成26年度末で登録されているサポーティアは 344人です。

このうち、平成26年度に活動されたポイントを 換金された方は132人となります。

# 〇松尾義幸議員

ただいま344人が登録をされ、132人がポイントを利用していると、申請していると、そういう状況であるわけですけれども、では、その登録者数とポイント利用者数の中部広域連合管内の市町別

の内訳はどのようになっているか、質問いたします。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

まず、平成26年度末に登録されております344 人のサポーティアの市町別の内訳です。佐賀市が187人、多久市が9人、小城市126人、神埼市9人、 吉野ヶ里町が13人となっております。

続きまして、平成26年度にポイントを換金されました132人の内訳ですが、佐賀市が64人、多久市5人、小城市55人、神埼市3人、吉野ヶ里町が5人となっております。

# 〇松尾義幸議員

ただいま答弁をいただきまして、内容がわかり ました。

そうしますと、市町間で登録者数にかなりの差があるようですけれども、サポーティア登録者の募集の方法はどのようにされていますか。私が先ほど示しました佐賀中部広域連合サポーティア登録申請書というのがございますけれども、こういうのに基づいてされているとは思うわけですけれども、その点について質問いたします。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

サポーティア登録者の募集を含む事業の周知広報につきましては、広報用ポスター、チラシを作成し、構成市町や地域包括支援センターの窓口で掲示したり、配布したりいたしております。

また、構成市町の広報紙や全戸配布いたしております佐賀中部広域連合だよりへの掲載、そして、本広域連合ホームページにおける周知広報など、登録者の募集を含む事業の周知広報に努めております。

# 〇松尾義幸議員

広報に努めているということであるわけですけれども、そうしますと、4市1町のうち佐賀市や小城市の登録者数が多いように見受けられるわけですけれども、中部広域連合全体として活動者数を広げるようなことは考えられていますか、質問します。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

現状といたしまして、サポーティアの登録者数 は市町間でばらつきがあります。本広域連合とい たしましても、今後、事業を維持、活性化するためには、広域連合全体でサポーティアとして登録される高齢者をふやしていくことが重要であると考えております。そして、そのためにはサポーティア活動の対象となる事業の拡大も検討していかなければならないと考えております。

このため、構成市町で実施いたしております運動教室などの介護予防教室における活動など、サポーティア活動の対象となる事業の拡大についても内部検討をいたしているところであります。

# 〇松尾義幸議員

説明はわかりました。

私は小城市議会の文教厚生常任委員会の一員であるわけですけれども、昨年10月末に倉敷市を視察研修に行きました。そこでは平成26年度のボランティアの登録者が603人で、ポイントを利用している人が494人、その利用率は82%で、上限の利用限度は佐賀中部広域連合と同じく5,000ポイントで5,000円でした。

もちろん倉敷市は市独自でやっておりますし、 社会福祉協議会に委託をして行っているということで、こういうチラシをいただいてきたわけですけれども、これには管理機関として社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会、倉敷ボランティアセンターというふうにあるわけですけれども、倉敷市のほうが佐賀中部広域連合と比べてポイント利用者数が多いように思います。中部広域連合全体に活動者数を広げるべきではないかというふうに思っていますので、その点について質問いたします。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

サポーティア活動により付与されたポイント利用につきましては、5,000円を上限として、ポイント数に応じて換金できる仕組みとなっております。そして、ポイントを換金するためには、年度末にポイント活用申し出の申請書を提出していただく必要があります。

この申請の受け付け時期には、毎年、サポーティア全員にポイント利用の案内文書を郵送し、ポイント利用のPRに努めております。また、案内文書を郵送する際には申請書も同封いたしてお

りますので、サポーティアの皆さんはポイントの 利用については承知されているものと考えており ます。

なお、ポイントの利用につきましては、活動者本人のボランティア活動に対する意思、いわゆるボランティア精神等も尊重し、あくまでも本人の申し出に基づくものといたしております。

#### 〇松尾義幸議員

本人が申請をしてポイントをいただき、それを 換金もできるということであるわけですので、一 概には比較ができないというのは十分認識をして おります。

最初の総括質問の答弁で、サポーティア事業の 管理機関として佐賀県長寿社会振興財団に佐賀中 部広域連合の場合は業務を委託しているという答 弁があったわけですけれども、私は登録者数、市 町間の状況、それから利用者数、市町間の利用の 状況、こういうのを見まして、委託で十分に推進 が図られているのかと。また、その委託料など、 サポーティア事業に関する予算措置はどこでされ ているのか、私も直接質問をしておりませんでし たので、この機会に、どの予算費目で支出をして いるのかを質問いたします。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

管理機関の委託についてですが、本広域連合では平成24年11月からサポーティア事業を開始いたしております。そして、事業を円滑に運営していくために、事業の開始当初から公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団に管理業務を委託しております。

管理機関の設置につきましては、国が示した介護支援ボランティアポイント制度の実施例におきましても、事業の仕組みとしてその設置が想定されております。

また、長寿社会振興財団は当該事業を県内全域に推進するための業務を佐賀県から委託されており、本広域連合における事業の準備段階からかかわりを持っているため、事業内容を熟知いたしております。したがいまして、現状として、管理業務の委託は事業の維持及び推進に寄与するものであると考えております。

また、管理機関への委託等、サポーティア事業 に係る事業費の予算措置につきましては、介護保 険特別会計の2款地域支援事業費、1項介護予防 事業費、2目一次予防事業費、13節委託料の地域 介護予防活動支援事業委託料等において予算措置 を行っております。

#### 〇松尾義幸議員

支出項目は認識をいたしました。

では、管理機関に対する、つまり長寿社会振興 財団に対する委託料やポイント換金の転換交付金 の平成27年度予算額はどのようになっております か、質問いたします。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

平成27年度の予算額は、管理機関への委託料として、地域介護予防活動支援事業委託料160万2,000円、ポイント換金のための転換交付金として報償費100万円を予算措置しております。

#### 〇松尾義幸議員

予算額等はわかりました。

そうしますと、管理機関に対する委託の内容は どういうことを長寿社会振興財団のほうに委託し ているかということについて質問いたします。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

佐賀県長寿社会振興財団への委託業務といたしましては、サポーティアの募集及び登録の受け付け業務、また、サポーティアと受け入れ機関とのコーディネートに関する業務などが主な内容となります。

# 〇松尾義幸議員

わかりました。

倉敷市の場合も、どんなところで活動するのかという点では、倉敷市内の特別養護老人ホームや老人保健施設、デイサービス、ショートステイなど、倉敷市に指定された施設と。どんな活動をするのかという点では、レクリエーションを一緒にやるとか、施設での催し物のお手伝い、施設利用者の方とお散歩やお話し相手、お茶出しや配膳のお手伝い、施設の掃除や草刈りのお手伝い、ほかにもいろいろ楽しい活動があるというふうに紹介をいただいているわけですけれども、ボランティア登録を申請する際、ボランティア保険について

どのように対応をされているのかという点で質問 をいたします。

佐賀中部広域連合サポーティア登録申請書には、最後のところに①で「ボランティア経験の有無をお選びください」と、そういう内容も含めてここに書いてあるわけですけれども、このボランティア保険について具体的に申し上げますと、倉敷市の場合は介護支援ボランティア登録申請のときにボランティア活動保険料300円を本人負担で申請されるというふうになっておりました。ここに「全国200万人加入 ボランティア活動保険」と、平成28年度版があるわけですけれども、このことではないかと思います。保険料1名当たり基本タイプのAプランが300円というふうになっておりますので。

中部広域連合の場合はどのような対応をされて いますか。委託しているということでありますの で、そのことも含めて質問いたします。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

サポーティアとして登録された方全員が活動保険の対象となっております。そして、保険の加入につきましては、管理機関である佐賀県長寿社会振興財団が団体で一括して加入しております。その費用は委託料から出しておりまして、登録者の費用負担はありません。

ボランティア保険の個人負担はないということ

# 〇松尾義幸議員

ですので、私は、ほお、なるほどなというふうに その点は認識をいたしました。評価をいたします。 ボランティアポイント制度の事業についての一 問一答の最後ですけれども、サポーティアの受け 入れ機関として、最初にも言われておりましたけ れども、登録する介護保険施設等ですね、市町別 に事業所が幾つ登録をされているのか。ここにも 一覧表がございまして、サポーティア受け入れ機 関一覧というのも、小城市も含めてあるわけです けれども、これについて質問をいたします。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

サポーティアは、あらかじめ登録された介護保 険施設等の受け入れ機関において活動を行います。 このサポーティアの受け入れに協力していただ いている施設につきましては、平成26年度末時点での登録件数を市町別で申し上げますと、佐賀市が45件、多久市6件、小城市7件、神埼市3件、吉野ヶ里町が4件で、合計65件となります。

# 〇松尾義幸議員

私は2問質問をいたしまして、時間がまだ残っておりますけれども、以上で質問を終わります。 ありがとうございました。

# 〇堤 克彦副議長

これより休憩いたしますが、本会議は13時20分 に予鈴いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 0 時16分 休 憩

# 平成28年2月16日(火) 午後1時21分 再開

# 出 席 議 員

| 1. 中  | 島慶  | 子   | 2. 野    | 北  |   | 悟 | 3.  | 堤 |   | 克  | 彦  |
|-------|-----|-----|---------|----|---|---|-----|---|---|----|----|
| 4. 松  | 尾義  |     | 5. 野    | 副  | 芳 | 昭 | 6.  | 白 | 石 | 昌  | 利  |
| 7. 伊  | 東 健 | 吾   | 8. 馬    | 場  |   | 茂 | 9.  | 宮 | 﨑 |    | 健  |
| 10. 永 | 渕 史 | . 孝 | 11. 村   | 畄  |   | 卓 | 12. | 江 | 原 | 新  | 子  |
| 13. 高 | 栁 茂 | 樹   | 14. 松   | 永  | 憲 | 明 | 15. | Ш | 副 | 龍人 | 之介 |
| 16. 山 | 下 明 | 子   | 18. اال | 原田 | 裕 | 明 | 19. | 亚 | 原 | 嘉  | 德  |
| 20. 黒 | 田 利 | 人   |         |    |   |   |     |   |   |    |    |

# 欠 席 議 員

|--|

# 地方自治法第121条による出席者

| 広域連合長      | 秀 島 | 敏 | 行 | 副広域連合長       | 横 | 尾 | 俊 | 彦 |
|------------|-----|---|---|--------------|---|---|---|---|
| 副広域連合長     | 江里口 | 秀 | 次 | 副広域連合長       | 松 | 本 | 茂 | 幸 |
| 副広域連合長     | 多 良 | 正 | 裕 | 副広域連合長       | 御 | 厨 | 安 | 守 |
| 監 査 委 員    | 久 保 | 英 | 継 | 会計管理者        | 田 | 﨑 | 大 | 善 |
| 事務局長       | 松尾  | 安 | 朋 | 消防局長         | 田 | 原 | 和 | 典 |
| 消防副局長兼総務課長 | 鷲 崎 | 徳 | 春 | 消防副局長兼通信指令課長 | 高 | 祖 | 健 | _ |
| 総務課長兼業務課長  | 石 橋 | 祐 | 次 | 認定審査課長兼給付課長  | 深 | 町 | 治 | 応 |
| 予 防 課 長    | 野田  | 博 | 嗣 | 消防課長         | 高 | 島 | 直 | 幸 |
| 佐賀消防署長     | 岡   |   | 勲 |              |   |   |   |   |

#### 〇堤 克彦副議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続行いたします。

# 〇野副芳昭議員

最後の一般質問ということで、皆様よろしくお 願いいたします。

神埼市の野副芳昭です。通告していました介護保険給付の住宅改修について質問をいたします。

内閣府の発表によると、我が国の総人口は平成25年、2013年10月1日現在で約1億2,730万人であります。このうち、65歳以上の高齢者人口は3,190万人と、過去最高となっております。男女別に見ますと、男性は約1,370万人、女性は約1,820万人で、男女比は3対4と、女性のほうが多くなっています。

高齢者人口のうち、前期高齢者、65歳から74歳は1,630万人、このうち、男性772万人、女性858万人で、総人口に占める割合は12.8%、後期高齢者、75歳以上は1,560万人、そのうち、男性598万人、女性962万人、12.3%となっています。

平成24年、2012年と、平成25年、2013年を比較 しますと、65歳以上の高齢者が111万人増加し、 前期高齢者人口は70万人、後期高齢者は41万人増 加しています。高齢化の推移と将来推計を見ます と、高齢者人口は、いわゆる団塊の世代、昭和22 年から昭和24年に生まれた人が65歳以上になると、 平成27年、2015年には3,395万人、同じくこの世 代が75歳以上となる平成37年、2025年には3,658 万人に達すると見込まれています。その後も高齢 者人口は増加を続け、平成52年、2040年に約3,868 万人でピークを迎えるが、その後は減少に転じる と推計されています。総人口が減少する中で、高 齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、 平成27年、2015年には26.8%、平成32年、2020年 には29.1%、平成37年、2025年には30.3%になる と推計されています。

急速に高齢社会が進展する中で、要介護状態になる高齢者の増加や寝たきりや認知症等の高齢者の増加などが深刻な社会問題となっています。このような状況下にあって、長寿社会にふさわしい高齢者の保健福祉を構築することは大きな課題で

あり、その解消に向けた方策である社会保障制度の一つとして介護保険制度が平成12年、2000年4月に創設されました。介護保険制度の施行後はサービスの提供基盤が整備され、サービス利用者は増加し、国の高齢者を支える制度として定着してきました。しかし一方では、サービス利用者の増加に伴い、費用も増大しており、今後、団塊の世代の高齢化が進展することから、介護保険制度を持続的に維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、維持向上させるためには、介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。

そこで、佐賀中部広域連合は広域的介護保険者として、佐賀中部広域連合介護保険事業計画を策定し、市町の垣根を超えた地域の資源を有効、効率的に活用して運営に当たってきたと言われております。制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り、住みなれた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、十分な介護サービスが確保、提供されるとともに、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを各地域の実情に応じて構築していくことが重要で、団塊の世代が後期高齢者となる年に向け、在宅医療・介護連携等の取り組みを本格化していくと見ておられます。

佐賀中部広域連合では、第6期介護保険事業計画の中で、基本理念や計画の方向性、利用者の立場に立った計画等の介護保険のよりよい運営のため、公平・公正な介護認定、介護サービスの質の向上、利用者支援、介護保険財政の安定確保の運営をしていくと言っておられます。その中の利用者支援で、介護給付の適正化の項目の中に住宅改修等の点検があります。受給者の状態に応じた適切な住宅改修を推進するために、その必要性や利用状況等について点検を実施しますとありますが、佐賀中部広域連合管内での住宅改修がどのように行われているのか、佐賀中部広域連合での住宅改修の制度について質問いたします。

あとは質問席にて一問一答で質問します。よろ しくお願いいたします。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

住宅改修費の支給制度についてお答えをいたし ます。

住宅改修費は要介護等の認定を受けている方が 在宅生活をされている場合に、手すりの取りつけ や段差解消など、国が定める範囲の小規模な住宅 改修を実際に居住する住宅に行ったときに支給さ れます。

住宅改修の支給限度基準額は、同一住宅、同一対象者で20万円です。このときの利用者負担については、前年度所得に応じて1割、または2割となります。

ただし、転居した場合には改めて住宅改修費の 支給を受けられます。

また、同一住宅であっても、最初の改修の着工 時点と比較して介護の必要度が3段階以上上がっ た場合、例外的に改めて支給限度基準額までの住 宅改修費の支給が受けられます。

原則として、支給を受けようとする方は、まず 介護保険者に事前の申請を行います。その申請が 適切であった場合に改修を実施し、完了後に介護 保険者に事後申請を行います。

住宅改修については、介護保険給付が一般的に 現物給付で行われる中で、償還払いの制度を持っ たものとなっております。したがいまして、原則 として工事代金は本人が施工業者に全額を支払い ます。事後申請が適切であった場合に、給付費相 当額が介護保険から本人に支払われることとなり ます。

本広域連合では受領委任払いの制度も採用して おり、本人は自己負担額を施工業者に支払い、広 域連合が給付費相当額を施工業者に支払う、本人 がいっときでも負担する額が少なくなるような制 度を実施しております。

# 〇野副芳昭議員

今、制度をお聞かせいただきましたが、大きな 制度ということで、ちょっと中身をもう少し詳し く御説明していただきたいというふうに思います が、この住宅改修を手続するに当たって、手続の 流れはどういうふうになっているのか、もう少し 詳しく教えてください。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

まず、住宅改修が必要となった場合に、その改 修内容が介護保険の給付の対象となるかどうかと いう判断が必要となります。

初めに、高齢者が自宅の工事を行いたいという場合、一般的には建設業者、あるいはケアマネジャーがついている方はケアマネジャーに御相談されることがほとんどだと思われます。この時点でその改修内容が保険給付の対象となる可能性があれば、具体的に住宅改修費の対象としての相談となります。この時点で要介護や要支援の介護認定を受けていない方については、まず、要介護等の認定申請をしていただく必要があります。

その改修内容が保険給付の対象であるかという 判断のため、また、住宅改修費の支給の申請には 住宅改修が必要な理由書が必要であり、その作成 のためにケアマネジャーに具体的な相談が行われ ることとなります。この相談内容というのは、改 修を必要とする方の心身の状況及び日常生活上の 動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況などを総 合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその 選定理由などの具体的な住宅改修の内容の決定を 行うためのものとなります。

ケアマネジャーは改修予定の住宅を確認し、必要に応じて作業療法士、理学療法士などの専門家や住宅改修施工業者と協議をし、どのような改修が必要かを申請希望者と検討し、不明な部分があれば介護保険者に相談を行うこととなります。

#### 〇野副芳昭議員

今の流れの中で、まず、ケアマネジャーに相談 というふうなことがありましたけれども、そのケ アマネジャーに相談するのは、誰がどのように相 談をされるんですか、お尋ねします。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

ケアマネジャーに相談をしていただくのは、御 本人、または家族が相談をすることになります。

# 〇野副芳昭議員

本人、もしくは家族がケアマネジャーに相談を されて、その内容をケアマネジャーが一番御存じ ですので、その必要性を保険者に相談に行くとい うようなことがありますけれども、じゃ次に、施 工業者の選択、見積もり依頼は誰がするのか、お 尋ねいたします。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

基本的には本人が住宅改修の施工業者を選択し、 見積もり依頼を行います。

本人が住宅改修施工業者について知識がなく、 どの業者にすればよいのかわからない場合などは、 ケアマネジャーなどから助言を受けていただくこ とになります。

このときに、さきにケアマネジャーと相談して いただいた工事内容等が重要な事項となります。

#### 〇野副芳昭議員

本人が中心、もしくは家族が中心になると思いますが、佐賀中部広域連合へ事前申請というふうに書いてありますが、この事前申請は本人が行くものなのか、家族が行くものなのか。誰が行い、どのような書類が必要なのか、お尋ねします。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

原則として本人が申請を行うことになっておりますが、ケアマネジャーや住宅改修施工業者が申請者の代行として申請を行われることがほとんどです。

申請に必要な書類は、住宅改修費支給申請書、 住宅改修が必要な理由書、住宅改修の予定の状態 が確認できるものとなっており、必要に応じて工 事の内訳書や見積書、改修に必要な部材のカタロ グの写しなどを添付していただいております。

# 〇野副芳昭議員

そこで、本人、もしくはケアマネジャー、もしくは住宅改修施工業者が行くこともできるということですけれども、そこの窓口で対応していただける担当の方にお話をして、その場で住宅改修の許可が出るのか出ないのか、そこら辺はどうなっているのか、お尋ねします。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

住宅改修の申請は市町の窓口では行われず、本 広域連合の窓口でのみ受け付けを行っております。

受け付けの際には、窓口の職員が先ほど答弁させていただいた書類の記載内容等を確認し、必要な場合には、加えて申請者の介護状態や図面等で工事内容の聞き取りを行い、適切な申請書類であ

れば受領することとなります。

その後、担当職員が審査を行い、決裁手順を踏んだ上で、その住宅改修の内容が適当であるかを 決定することになります。

#### 〇野副芳昭議員

そこの決定なんですが、申請されたときに、その場で決定なんですか。はい、始めていいですよ、だめですよという決定は、その場でされるんですか、後で通知か何か来るんですか。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

繰り返しになりますけれども、内容を確認いた しまして、決裁手順を踏んだ上でのお答えになり ます。その場でのお答えではありません。

#### 〇野副芳昭議員

その場での答えではないということでありましたけれども、例えば、住宅改修を受けたい方、本人の状態並びに年齢、性別等があると思うんですが、もし窓口で受け取られて、ある一定の条件があると思うんですが、条件に合わないというふうな場合は、その場であなたはだめですよと、この条件に合っていませんから、この住宅改修の申請は受けられませんよというふうな決定をされるのですか。上まで持っていかなくて、その場でやるということはありますか、お尋ねします。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

本広域連合では、窓口に1級及び2級の資格を 持った建築士2名を配属しておりまして、この2 名が窓口で書類審査及び相談の対応をいたしてお ります。

内容につきましては、御相談をお受けしたところで確認をしながら、御助言等もさせていただい ております。

# 〇野副芳昭議員

そこでの窓口での対応が一番の問題になってくると思うんですよ。住宅改修を行いたいという本人、もしくは家族の方等がその内容によって、例えば、この住宅改修をやっていい悪いの基準の決まりがあると思うんですよね。例えば、入院をしてあったらだめですよとか、退院をしてからしか住宅改修はできませんよとかいうふうなことがあると思うんですね。もしくは本人の状態、軽度か

重度か、そこら辺の問題も住宅改修を行う中においては大きくかかわってくるわけですね。そこら辺の条件はどうなっているのか、お尋ねします。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

住宅改修費の支給につきましては、介護保険制度において在宅生活を前提としておりますため、 先ほどお尋ねにありましたが、本人が入院や入所中の場合は原則としてはその対象とはなりません。 ただし、入院や入所をされている方が御自宅に戻ることが決定し、その期日等が確定している場合、 本人の身体の状況、家屋の状況に応じて速やかに 在宅生活に移行することが困難な場合は、詳しく 相談を受け、その状況に応じた対応をとっております。

また、住宅改修費の支給は単純に要介護度だけでその決定が変わることはありません。ただし、本人の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案した上で必要な住宅改修の工事種別などが決定されますので、個別に支給の対象となる内容が変わるものとなっております。

#### 〇野副芳昭議員

工事をするしないの前の段階において、基本的 には入院、入所の場合は住宅改修の対象にはなら ないというふうなことを今言われました。しかし、 重度の方がおられますですよね。軽度の方は、車 椅子以外でも、つえとかでも大丈夫かもわかりま せんが、重度の方、車椅子、もしくは寝たきりの 方が在宅生活を行いたいと、家に帰りたいと、家 族も受け入れていいですよというふうなことで、 それで、まだ入院か入所されてあったとした場合 に、先ほどのように入院、入所の場合は対象にな りませんよということであれば、帰ってこられた ときに住宅改修ができていなかったら、帰ってか ら住宅改修しなくちゃいかんということになると、 本人、もしくは介護する方の負担は大きなものに なるんじゃないでしょうか。そこら辺はどういう ふうにお考えなのか、お尋ねします。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

在宅生活を行う上での住宅改修は高齢者のケア に寄与するものであり、重要なものだと認識をい たしております。

先ほどもお答えしましたように、保険給付としての住宅改修費は在宅生活を営まれていない方には原則として支給が認められておりません。ただし、在宅生活を営まれていない方には種々の状況があり、例えば、病気による入院など、御自身の意思とは無関係であり、また、やむを得ず入所していた施設などから在宅生活に復帰したいという状況もあります。こういった種々の状況に応じて、在宅生活を営むために、あらかじめ住宅改修を施すことは重要です。このため、保険給付の対象として、できる限りの対応をするため個別の相談を受け付け、対応をいたしております。

しかし、昨年、こういった状況における対応で、 利用者に不便性を感じさせてしまう事例が発生い たしました。結果的に保険給付として対応をさせ ていただきましたけれども、こういった限られた 運用により偏らないよう、慎重な運用ができるよ う、内部の検討体制を見直したところです。

#### 〇野副芳昭議員

例えば、受け付けする段階で、受け付けをされる方が知識があられるのであれば、上のほうに協議をして検討しましょうというような形になるかもわかりません。しかし、入院中ですよ、入所中ですよということであれば、それは住宅改修の対象にはなりませんというようなことであれば、そこで大体打ち切られてしまうわけですね、一般的に。しかし、今の話であれば、入院であろうが、入所であろうが、その状態に合わせて住宅改修をできるというふうに考えていいんですか。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

繰り返しになりますけれども、入院、入所中の 方は対象となりませんけれども、例えば、入院中 の方で退院の日程が決まっていらっしゃる場合で、 住宅改修がなければ在宅に戻ることができないと いう方につきましては、御相談を受けまして、そ の状態等から判断させていただいて対応できるよ うにしていっております。

#### 〇野副芳昭議員

状態に合わせてはできるということで理解して いいというふうに思います。 それでは、その次の段階に入りますけれども、 じゃ、入院してあって、入所してあって、その前 に住宅改修をしたいというふうなことになります けれども、これは住宅改修の中でも簡単なものか ら、日数が余計かかるもの、二、三日で済むもの もあれば、長期にかかって住宅改修をするものも あると思うんですが、その工事関係で、住宅改修 の中身はこのべんり帳に書いてありますけれども、 この中身をもう少し説明してください。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

住宅改修の対象となります内容ですけれども、 5つありまして、1つ目が手すりの取りつけ、2 つ目が引き戸などへの扉の取りかえなど、3番目 が滑りの防止や移動の円滑化のための床材等の変 更、4番目に段差の解消、5番目に和式便器の洋 式便器への取りかえです。

#### 〇野副芳昭議員

その中で、私はいつも疑問に思うのが、ここに 小規模な住宅改修というふうにあります。その中 で、手すりの取りつけ、引き戸などへの扉の取り かえ、こういうようなものは簡単に取りつけられ るかもわかりません。段差解消とかですね。しかし、床材の変更とか、畳の部屋をフローリングにしたいと、板の間にしたいとか、和式便器を洋式 便器にかえたいとかいうふうなのは長期にかかる わけですよね。と思うんですよ、一般的にですね。

だから、簡単なものはわかりますけれども、大 規模な工事ということになると、大体日数はどれ ぐらいを見込んでおられるか、お尋ねします。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

住宅改修につきましては、限度額が20万円というところからもおわかりになるかと思いますが、工事の内容が小規模なものというのが基本になります。一般的に、一概には言えませんけれども、屋内のトイレの改修工事などは3日から1週間程度、手すりの取りつけなど簡易なものは1日ぐらい、天候に左右されやすい屋外工事などで、例えば、玄関先のコンクリートの丸ロープ工事など、こういったものはコンクリートの乾燥等がありますので、3日程度から、長くかかった場合で2週間程度と、そのように認識いたしております。

#### 〇野副芳昭議員

日数の長くかかる分は、やはりさっきも言いま したように、入院中からしとかんと間に合わない というふうなことだと思うんですよね。

この中で、和式便器から洋式便器への取りかえ というふうなことを今言われましたけれども、昔 からの何十年もたっている家は和式トイレがある かもわかりません。しかし、今現在の家で和式ト イレがある家は数少ないと私は思うんですよ。こ こに書いてある和式から洋式への取りかえという ことになると、一般的にこれ以外はされんばいね というふうに思うわけですよ。

和式便器から洋式便器へということを書いてありますけれども、そこら辺の広域連合の見方は、この文章を見られて、これが今現在に合っているかどうか、今の現状に合っているかどうか、今の住宅改修の対象の中にこれが当てはまるかどうか、ちょっとお考えをお尋ねします。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

住宅改修の範囲につきましては、国の告示で定められております。その可否については、私たち 一保険者が決められるものではありません。

総務省統計局における平成20年度の調査では、 洋式トイレの普及率が全国で約90%であり、その うち、民営借家の木造では約78%という数字が上 がっております。ただし、佐賀市の例ですが、一 般世帯だけでなく事業所も含む数値とはなります けれども、平成27年3月末現在、し尿くみ取り世 帯数が1万3,474世帯あります。また、下水道イ ンフラ整備がされていない区域も一部あることか ら、和式便器から洋式便器への変更を希望される 方は今後も潜在的にいらっしゃるのではないかと 考えております。

# 〇野副芳昭議員

全然ないとは思いませんけれども、今現在の住宅を建てられるところが和式のトイレをつくられるところはないということですよ。今言われたように、ほとんどの家が洋式しかないということなんですね。だから、そこら辺の考え方をちょっと内容等に見直さないかんところがあるんじゃないかなと。だから、ここら辺の文章的なものを見て

どう思われるかというようなことを聞いたんですけれども、じゃ、お尋ねしますが、この和式便器から洋式便器への取りかえ、これはどれぐらいの件数があったのか、お尋ねします。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

和式トイレから洋式トイレへの改修件数ですけれども、平成26年度実績で48件です。

#### 〇野副芳昭議員

48件というのは、この住宅改修の件数の中では何%ぐらいを占めるんですか。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

平成26年度の住宅改修全体件数は1,369件でした。したがいまして、3.5%です。

# 〇野副芳昭議員

3.5%ということになると、やっぱり少ないですよね。ということは、裏を返せば、これを見て、うちは和式から洋式じゃないからできないというふうに、これですれば、この便器取りかえの分の範囲が狭くなってくるわけですね。

だから、もうちょっと範囲を広げるように考えられないかなというふうに思うんですが、これは国の基準で決まっているから、和式便器から洋式便器へしか取りかえられないというようなことになりますが、じゃ、次に行きますけれども、例えば、車椅子の方がおられたとします。そのとおいというふうなことがあったとします。そのときに、車椅子でも行動できる住宅改修というようなことですね、そういうようなことでものが必要なトイレですね、そういうようなことできませんか。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

要介護状態になり、車椅子の使用が生活に必要となる方は相当おられると思います。

保険給付としての住宅改修費の支給対象になる ものとして、車椅子の利用に不可欠なスロープの 設置などの段差の解消や畳敷きから板張りなどへ の床材変更、引き戸への扉の取りかえなどがあり ます。

#### 〇野副芳昭議員

床材の変更とかはわかりますが、このトイレの

和式便器から洋式便器への取りかえなんですけど ね、これ以外は認められないというふうなことな んですが、その状態に応じて、洋式から洋式は無 理かもわかりません。例えば、向きを変えること はできますか。

#### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

洋式便器の向きを変える工事は対象となっております。

#### 〇野副芳昭議員

洋式便器の向きの変更は住宅改修でもできるというようなことになっているんですね。この和式 便器から洋式便器への取りかえ中において、それ はできますよというようなことがある。

じゃ、もう1点聞きましょう。男用の便器から 洋式便器への変更はできるんですか。

### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

基本的に小便器から洋式便器への変更というのは原則対象となりませんけれども、どうしても小便器を洋式便器に変更しなくてはいけない状況ということであれば認められます。

# 〇野副芳昭議員

問題は、そこなんですよ。今、洋式から洋式で あっても、向きを変えることができる、小便器か ら洋式便器にかえることがやっぱりできるわけで すね。できている例もあるわけですよね。しかし、 受付の窓口で、ここに書いてあることだけしかで きないということであれば、その時点で断られる 方が多いと思うんですよ。今までにも多かったん じゃないかなというふうに私は思うわけですね。 だから、もう少し柔軟にわかりやすく、和式から 洋式は入れておっていいんですけれども、例えば、 そのほかの例もありますよとか、Q&Aでもいい んですけれども、そこら辺をもう少しやっていた だけないかなというふうに思うわけですよ。受付 ではねられて、だめですよと。受付の方は一生懸 命仕事をされてありますよね。その分でしか対応 できない、もしくはそれに似た対応はできるかも わかりませんが、初めて対応する住宅改修が来た 場合は、なかなか自分で判断できないと思うんで すよ。しかし、ここに書いていなかったならば、 これはだめですもんねというてお断りする例もあ

ると思うんですよ。

そこで、このべんり帳の基本的なことは変えられないにしても、中身の記載の見直し等は今までにやったことがあられますか。この介護保険制度になって、この冊子をつくられて、介護保険の中身、見直しとか修正とかを今までされたことがありますか、お尋ねします。

### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

べんり帳につきましては、事業計画の各期におきましてつくられておりますので、その事業計画の期間に応じた内容というので対応をしております。

あと、介護保険べんり帳について御説明させていただきますと、これは高齢者やその御家族だけでなく、全ての住民の方が介護保険制度に対して御理解をいただけるよう、介護保険制度全ての分野について記載をいたしたものになります。しかし、パンフレットとして作成をしておりまして、ページ数が限られております。基本的な情報のみの掲載にとどまっております。

介護保険制度では、必ずサービスを受ける際に ケアマネジャーに相談することになるため、具体 的に保険給付としての詳細につながることは、ケ アマネジャーに相談し、その詳細がわかることに なります。ただし、制度の基本的な部分で誤解を 与える表現があれば、変更すべき部分ですので、 他のサービスの記載部分と比較しながら、その検 討を行いたいと考えます。

ただ、介護保険べんり帳は、介護保険事業計画 期間において、その3年間を使い続けることにな りますため、紙面構成を変更し、増ページにつな がるようなことになる場合、第6期ではなく、第 7期からの変更となります。ただし、この間も制 度の運用に係る変更がある場合は、住民の方が住 宅改修を行う際に第一に相談をする工事施工業者 やケアマネジャーに対する研修会で説明し、周知 を図ってまいります。

# 〇野副芳昭議員

いや、始まってから今までにこの冊子の中身を 見直し検討、もしくは修正等をされたことがあら れますか。

### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

必要に応じて対応しております。

### 〇野副芳昭議員

いや、対応というか、例えば、この文章的なものを修正とか、そんなのもされたことがありますか。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

修正を行っております。

#### 〇野副芳昭議員

そういうような修正を行っておられれば、それ はそれでいいと思うんですよ。ただ、やはり誰が 見てもわかりやすい冊子じゃなからんといかんと 思うんですよ。特に受注者の方ですね、利用者の 方、もしくは介護保険のケアマネジャーとか住宅 改修施工業者の方たちはそういうような研修を受 けて、Q&Aも見て、こういうふうな改修はでき ますよということを頭の中に入れられて把握して おられればいいんですが、受け付けをされる方、 もしくはお願いに行った方が少しでも住宅改修し たいけれども、このべんり帳の中に書いてある以 外はできませんよというようなことになると、住 宅改修ができないということで、その場で終わっ てしまう可能性が多いんですよね。そしたら、ど うしても実費で住宅改修をしなくちゃいかんわけ ですね。それは広域連合は小規模な住宅改修と言 われて、20万円というふうなことを言われますが、 やはり利用者、受給者の方、もしくは家族の方に すれば、この20万円での住宅改修というのは、経 済面の中においてもとても重要なわけですね。

だから、もう少しわかりやすくしたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、佐賀中部広域連合事務局長、どういうふうにお考えなのか、お尋ねします。

# 〇松尾安朋事務局長

野副議員の質問にお答えいたします。

ただいま課長が説明しましたように、住民の方が非常にわかりにくい部分があるとすれば、それはいろいろな工夫をして、伝えやすくすることは、重要なことだと考えております。

介護保険べんり帳を初め、広報については、そ の目的によって、いろいろな手法がございます。 それぞれ効果を生み出すためのさまざまな工夫を すべきだと考えております。広報の目的、その手 法など、住民の立場から考え、行政として最大限 の効果を生み出すよう、必要な工夫はしていきた いと考えております。

## 〇野副芳昭議員

一番の問題は、私が今回言いたいのは、住宅改修に本当に困っている方が必要に応じてちゃんと住宅改修費を受けられるかどうかというふうなところなんですよね。だから、受付の窓口で、これはだめですよというふうなことであると、それで終わりなんですよ。しかし、ちょっと待ってというような形で、これは協議させていただきますとか、上にかけますというふうな話が少しでもあれば、またお願いされるかもわかりませんが、遠いところ、例えば、神埼市から中部広域連合まで申請に行くと。だめだったと。何でだめだったかわからんというふうなことであれば、やっぱり納得いかないと思うんですよ。

だめなら、だめのちゃんとした理由がはっきりわかればいいんですが、このトイレのことでも、和式から洋式以外はだめですよと窓口で言われたら、もう全然できないわけですね。それから先に進めないわけですよ。しかし、今の課長の話では、洋式の向きを変えることはできますよとか、小便器から洋式便器にかえることはできますよとか、それが実際できているわけじゃないですか。それができるのに、窓口で和式から洋式以外は受け付けませんともし言われた場合は、それで終わってしまうんですね。

だから、そこら辺をもう少しわかりやすくね、このべんり帳は広域連合でつくっておられるでしょうから、中身の基本的な基準は変えられないにしても、この冊子自体は広域連合でつくっておられて、各家庭に回るか、介護認定を受けてある方が必要に応じてこれをいただいているのか、そこら辺はわかりませんが、これを見て判断できるようなべんり帳にしていただきたいというふうに思うんですよ。そこが大切なところじゃないかなというふうに思います。そこをしっかり今後検討して、第7期、もしくは今後につなげていって

ただきたいというふうに思います。

じゃ、住宅改修が終わったとします。住宅改修が終わったら、この事後申請も本人、もしくはケアマネジャー、住宅改修施工業者が行くのか、誰が行くのか、お尋ねします。

## 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

事後申請ですけれども、事前申請と同様に、本 人が申請を行うこととなっておりますが、ケアマ ネジャーや住宅改修施工業者が申請者の代行とし て申請を行われることがほとんどです。

事後申請に必要な書類は、介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してある工事費内訳書、住宅改修の改修前と改修後の日付入りの現場写真が添付された住宅改修完了確認書となっております。

被保険者と住宅所有者が異なるときは、これらのほか、住宅所有者の承諾書などを必要に応じて提出していただいております。

## 〇野副芳昭議員

そこまでいけば、大体あとはスムーズにいくと 思うんですね。

あと1点ちょっと質問しますが、住宅改修費とは別に補助の対象となる場合がありますと書いてありますが、これはどんなものがあるのか、お尋ねします。

# 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

別に補助の対象となるものがありますというのは、本広域連合で実施いたしております要介護者等住環境整備事業のことを指し示しております。これは介護保険の対象工事のうち、介護保険の支給対象限度額を超えたもののほかに、申請者の状況に応じて、間口の拡張、トイレ空間の拡張、ハンドル水栓からレバー水栓への取りかえ、シャワーつき浴室水栓への取りかえについても支給対象としております。

支給対象上限額は介護保険給付と同額の20万円で、助成率は利用者の負担割合に応じまして、9割、または8割分となっております。この助成率に従い、申請者に対し、本広域連合から支給をいたしております。

支給方法につきましても、介護保険住宅改修費

と同様に、受領委任払いが利用できます。

平成26年度の実績は157件で、約1,050万円と なっております。

# 〇野副芳昭議員

じゃ、介護給付から20万円、それと、中部広域 連合からの20万円ということで、最高40万円は住 宅改修のお金として使えるというようなことでい いんですね。

### 〇深町治応認定審査課長兼給付課長

そのとおりです。

## 〇野副芳昭議員

ありがとうございました。

以上、住宅改修の件で質問させていただきましたが、やはり最初に述べましたように、今後は家に帰らなくてはいけない、帰りたいとか、そういうような在宅生活に重点的に持っていくことが必要だと思うんですよね。その在宅生活をする中において、住宅改修というのはとても重要な介護保険の中の一つだというふうに思うんです。軽度な方にしろ、重度な方にしろ、もしくは家族の負担軽減のためにも、とても重要な施策だと思うんですね。

佐賀中部広域連合はいつも掲げてあります基本 理念ですよ。「介護が必要となってもその人らし く暮らし続けることができる地域社会の構築」と いうふうなことをうたってあるわけですよね。だ から、やっぱり地域に戻って、家に戻って生活す るというようなことを基本的に考えてあるわけで すね。今後、特別養護老人ホーム等の施設、ハー ドな面の増設等が余り容易じゃないというような ことになっていると思うんですけれども、その受 け皿となるのが在宅介護サービスの充実だと思う んですね。ますますやっぱり重要になってくると いうふうに思うんです。そこで、やっぱり住みな れた地域で暮らし続けたいという願いを持った高 齢者等は多いと思うんです。今後、施設頼みを考 え直して、在宅生活を安心して続けられる整備と いうものも求められるというふうに思うんです。

住宅改修を含め、今後の佐賀中部広域連合のい ろんな対応に期待して、質問を終わります。

## 〇堤 克彦副議長

以上で通告による質問は終わりました。

これをもって広域連合一般に対する質問は終結いたします。

# ◎ 議案の委員会付託

#### 〇堤 克彦副議長

これより議案の委員会付託を行います。

第1号から第10号議案、以上の諸議案は、お手元に配付いたしております委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

### 委員会付託区分表

# ○介護・広域委員会

第1号議案 平成28年度佐賀中部広域連合一般 会計予算

第 2 号議案 平成28年度佐賀中部広域連合介護 保険特別会計予算

第 4 号議案 平成27年度佐賀中部広域連合一般 会計補正予算(第 3 号)

第5号議案 平成27年度佐賀中部広域連合介護 保険特別会計補正予算(第3号)

第7号議案 佐賀中部広域連合個人情報保護条 例の一部を改正する条例

第9号議案 行政不服審査会の事務の委託につ いて

# ○消防委員会

第 3 号議案 平成28年度佐賀中部広域連合消防 特別会計予算

第6号議案 平成27年度佐賀中部広域連合消防 特別会計補正予算(第2号)

第8号議案 佐賀中部広域連合火災予防条例の 一部を改正する条例

第10号議案 佐賀広域消防局南部消防署改築(建築)工事請負契約の一部変更について

## ◎ 散 会

### 〇堤 克彦副議長

本日の会議はこれで終了いたします。 本会議は2月19日午前10時に再開いたします。 本日はこれをもって散会いたします。お疲れさ までした。

午後2時15分 散 会

# 平成28年2月19日(金) 午前10時00分 開議

# 出 席 議 員

|         | <b>→</b> | o mz II | 1   | 0 111   | 4   |
|---------|----------|---------|-----|---------|-----|
| 1. 中島   | 慶 子      | 2. 野 北  | 悟   | 3. 堤    | 克彦  |
| 4. 松 尾  | 義幸       | 5.野副    | 芳 昭 | 6. 白 石  | 昌 利 |
| 7. 伊 東  | 健 吾      | 8. 馬 場  | 茂   | 9. 宮 﨑  | 健   |
| 10. 永 渕 | 史 孝      | 11. 村 岡 | 卓   | 12. 江 原 | 新子  |
| 13. 高 栁 | 茂樹       | 14. 松 永 | 憲 明 | 15. 川 副 | 龍之介 |
| 16. 山 下 | 明 子      | 17. 川 崎 | 直幸  | 18. 川原田 | 裕明  |
| 19. 平 原 | 嘉德       | 20. 黒 田 | 利 人 |         |     |

# 地方自治法第121条による出席者

| 広域連合長      | 秀 島 | 敏 行 | 副広域連合長       | 横尾  | 俊 彦 |
|------------|-----|-----|--------------|-----|-----|
| 副広域連合長     | 江里口 | 秀 次 | 副広域連合長       | 松本  | 茂 幸 |
| 副広域連合長     | 多 良 | 正裕  | 副広域連合長       | 御厨  | 安 守 |
| 監 査 委 員    | 久 保 | 英継  | 会 計 管 理 者    | 田崎  | 大 善 |
| 事務局長       | 松尾  | 安 朋 | 消 防 局 長      | 田原  | 和 典 |
| 消防副局長兼総務課長 | 鷲崎  | 徳春  | 消防副局長兼通信指令課長 | 高 祖 | 健一  |
| 総務課長兼業務課長  | 石 橋 | 祐 次 | 認定審査課長兼給付課長  | 深町  | 治 応 |
| 予 防 課 長    | 野田  | 博 嗣 | 消 防 課 長      | 高 島 | 直幸  |
| 佐賀消防署長     | 岡   | 勲   |              |     |     |

#### ◎ 開 議

# 〇川崎直幸議長

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

◎ 委員長報告・質疑

# 〇川崎直幸議長

日程により委員長報告の件を議題といたします。

介護・広域委員会審査報告書

平成28年2月16日佐賀中部広域連合議会において付託された第1号、第2号、第4号、第5号、第7号及び第9号議案審査の結果、

原案を可決すべきものと決定しました。 以上報告します。

平成28年2月19日

介護·広域委員会委員長 伊 東 健 吾 佐賀中部広域連合議会

議長川崎直幸様

### 消防委員会審查報告書

平成28年2月16日佐賀中部広域連合議会において付託された第3号、第6号、第8号及び第10号 議案審査の結果、

原案を可決すべきものと決定しました。

平成28年2月19日

以上報告します。

消防委員会委員長 平 原 嘉 德 佐賀中部広域連合議会

議長 川 崎 直 幸 様

# 〇川崎直幸議長

付託議案につきまして、お手元に配付しておりますとおり、審査報告書が提出されましたので、 委員長の報告を求めます。

# 〇伊東健吾介護・広域委員長

おはようございます。介護・広域委員会の委員 長報告をいたします。

介護・広域委員会に付託された議案の主な審査 内容について、補足して御報告申し上げます。

第1号議案 平成28年度佐賀中部広域連合一般 会計予算について、委員より、高齢者要望等実態 調査について、国が示した事項以外に地域に応じた調査項目を検討するのかとの質問があり、これに対し執行部より、国が示す調査項目が多いので、高齢者の負担にならないように状況に応じた項目の検討を行いたいという答弁がありました。

第2号議案 平成28年度佐賀中部広域連合介護 保険特別会計予算について、委員より、保険料や 利用料に関して、高齢者要望等実態調査で負担感 の調査などがあると思うので、第7期に向かって 何らかの手だてを検討してほしいとの意見があり ました。

以上の審査を経て、採決に際し、委員より第2 号議案 平成28年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算について、保険料に関して住民の負担 感が大きく、減免施策が従来どおりで拡充されて いないこと、また、第7号議案 佐賀中部広域連 合個人情報保護条例の一部を改正する条例につい て、マイナンバー制度は個人情報が流出・悪用さ れれば、甚大なプライバシーの侵害や犯罪等の危 険性により住民の負担がふえるため、制度全般に 反対を行うとの観点から、可決することに反対で あるとの意見がありました。

採決の結果、第1号、第4号、第5号、第9号 議案は全会一致で、第2号、第7号議案は賛成多 数でそれぞれ原案を可決すべきものと決定いたし ました。

以上、介護・広域委員会の報告を終わります。

# 〇平原嘉德消防委員長

消防委員会に付託をされました議案の主な審査 内容について、補足して御報告申し上げます。

第3号議案 平成28年度佐賀中部広域連合消防特別会計予算について、委員より、施設整備や資器材購入の財源として有利な地方債である緊急防災・減債事業債を活用できるのが平成28年度までとなっている。この財源を活用するために、三脊出張所について早期の建設ができなかったのかとの質問があり、執行部より、佐賀広域消防局と神埼地区消防事務組合の統合に際して定めた広域運営計画において、北部消防署、吉野ヶ里出張所や南部消防署など順を追って建設を計画しているため、対応ができなかったと答弁があり、議員より、

有利な特定財源の使用を検討し、できるだけの経 費節減に努めてほしいとの意見がありました。

また、委員より、はしご車の導入について、屈 折式を導入した理由についてとの質問があり、執 行部より、市街地において直進式のはしご車では 電線や建物の構造などが障害となり対応できない 状況があり、屈折式のはしご車であれば多数の改 善が見込めるため、導入を決定したとの答弁があ りました。

以上の審査等を経て、採決の結果、当委員会に 付託をされました全ての議案について、全会一致 で原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で消防委員会の審査報告を終わります。

#### 〇川崎直幸議長

これより委員長報告に対する質疑に入ります。 御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○ 計 論

# 〇川崎直幸議長

これより一括して、第2号議案 平成28年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計予算、第7号議案 佐賀中部広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例及び第10号議案 佐賀広域消防局南部消防署改築(建築)工事請負契約の一部変更についてに対する討論に入ります。

なお、討論についての議員の発言時間は、10分 以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許可いたし ます。

# 〇松尾義幸議員

小城市の松尾義幸です。

私は、第2号、第7号、第10号議案について、 反対討論を行います。

第2号議案 平成28年度佐賀中部広域連合介護 保険特別会計予算について、反対をいたします。

その理由の一つは、保険料です。標準の保険料は第5段階で、月額5,270円、年額6万3,240円となっています。低所得者の第1段階で標準の50%、月額2,635円、年額3万1,620円、うち45%

に抑える軽減措置があることは承知をいたしてお ります。

そして、第2段階、第3段階は、標準の75%、 月額3,953円、年額4万7,436円ですが、それでも 高くて払うことができない状況が続き、特に低所 得者は保険料に対する負担感が強くなっていま す。

理由のもう1つは、これまで求めてきた保険料の減免に関する施策が、従来どおりで、佐賀中部広域連合独自の減免策が拡充されず、平成28年1月1日現在の介護保険料の減免は、低所得者わずかに4件、災害等で4件、合わせて8件にとどまっていることを申し上げ、反対いたします。

次に、第7号議案 佐賀中部広域連合個人情報 保護条例の一部を改正する条例について、反対を いたします。

連合長の議案説明では、社会保障・税番号制度の開始に伴い、個人識別機能の高い個人番号を含む特定個人情報について、より厳格な保護措置を講じるための取り扱いを規定するものとあります。本来、個人情報を扱うに当たり、その保護を厳格に実施することは当然のことですが、今回提案されているのは、個人番号、つまりマイナンバー制度の実施に伴うものです。

このマイナンバー制度は、利便性が強調されていますが、犯罪など危険性を高め、国民に負担増をもたらすものです。1つの番号で容易に国民一人一人の個人情報を結びつけて活用する番号制度は、それを活用する側にとっては極めて効率的なツールであることは確かですが、それは一人の個人情報が容易に名寄せ、集積されるということであり、一たび個人情報が流出したり悪用されたりすれば、甚大なプライバシーの侵害やなりましなど、犯罪の危険性を飛躍的に高めることは明白であり、特定個人情報にかかわる今回の個人情報保護条例の一部改正に反対いたします。

次に、第10号議案 佐賀広域消防局南部消防署 改築(建築)工事請負契約の一部変更について、 反対いたします。

平成26年から平成27年1月にかけて、唐津市発 注の公共事業をめぐる不正入札事件で、株式会社 上滝建設の副社長が市幹部への贈賄容疑で、平成27年1月14日に逮捕されています。その直後に佐賀中部広域連合の2月議会が始まり、そこに佐賀広域消防局南部消防署の改築工事請負契約が相手方を上滝建設として提案をされたために、私は住民の感情としては納得いかない声が広がっており、公正な入札をどのように担保するかを考えるべきではないかと問いました。また、仮契約の時点で、今回のような関係者の逮捕の場合は、契約をしない旨など新しい条項を設けるべきではないかと質疑を行い、この請負契約議案に対して反対をいたしました。

その後、規約の見直しが中部広域連合管内の自治体で行われ、仮契約の時点で贈収賄事件などにかかわった場合、契約をしない旨の条項が新たに加わったことは、この中部広域連合の質疑、論議を経てのものということで、私は前進だと考えています。

今回、公共工事設計労務単価の引き上げによる 運用の特例措置が適用され、546万1,560円の増額 の請負契約が提案をされましたが、私はさきに述 べました理由により反対をいたします。

(「それはおかしい」と呼ぶ者あり)

以上で第2号、第7号、第10号議案に対する反 対討論とさせていただきます。

(「単なる労務単価やろうもん」「労務単価だ」と呼ぶ者あり)

失礼いたしました。訂正をいたします。労務単 価ということにさせていただきます。

# 〇川崎直幸議長

以上で、討論は終結いたします。

◎ 採 決

# 〇川崎直幸議長

これより第2号議案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告どおり原 案を可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

賛成者多数と認めます。よって、第2号議案は 委員長報告どおり原案は可決されました。

次に、第7号議案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告どおり原 案を可決することに賛成の方は起立願います。

### [賛成者起立]

賛成者多数と認めます。よって、第7号議案は 委員長報告どおり原案は可決されました。

次に、第10号議案を起立により採決いたします。 お諮りいたします。本案は委員長報告どおり原 案を可決することに賛成の方は起立願います。

#### 〔賛成者起立〕

賛成者多数と認めます。よって、第10号議案は 委員長報告どおり原案は可決されました。

次に、第1号、第3号から第6号、第8号及び 第9号議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告どおり原 案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、第1号、第3号 から第6号、第8号及び第9号議案は委員長報告 どおり原案は可決されました。

◎ 議決事件の字句及び数字等の整理

# 〇川崎直幸議長

次に、議決事件の字句及び数字等の整理につい てお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、 その条項、字句、数字その他の整理を必要とする ときは、会議規則第43条の規定により、その整理 を議長に委任されたいと思いますが、これに御異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いた しました。

◎ 会議録署名議員指名

# 〇川崎直幸議長

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において中島議員及び村岡議員を指名いたします。

◎ 閉 会

### 〇川崎直幸議長

これをもって議事の全部を終了いたしましたの

# 佐賀中部広域連合 平成28年2月定例会 2月19日 (金)

で、会議を閉じます。

佐賀中部広域連合議会定例会を閉会いたします。

午前10時17分 閉 会

# 会議に出席した事務局職員

 議会事務局長期局長
 増出

 村康
 村康

 村康
 村康

 村康
 村原

 中
 村原

 中
 村村原

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 日

 日
 <t

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 川崎 直幸

佐賀中部広域連合議会副議長 堤 克 彦

佐賀中部広域連合議会議員 中島 慶子

佐賀中部広域連合議会議員 村岡 卓

 会 議 録 作 成 者
 増 田 耕 輔

 佐賀中部広域連合議会事務局長

# (資料) 議案質疑項目表

# 〇 議 案 質 疑

佐賀中部広域連合議会 平成28年2月定例会

| 質疑順 | E | E | 彳 | <u> </u> | 質 疑 事 項                          |   |
|-----|---|---|---|----------|----------------------------------|---|
| 1   | 松 | 尾 | 義 | 幸        | 第10号議案                           |   |
|     |   |   |   |          | 佐賀広域消防局南部消防署改築(建築)工事請負契約の一部変更につい | て |
|     |   |   |   |          | 契約一部変更を提出するに至った経緯とその内容について       |   |

# (資料) 一般質問項目表

# ○ 一般質問

佐賀中部広域連合議会 平成28年2月定例会

| 質問日 | 質問順 | E | £ | 名 |   | 質問方式 | 質 問 事 項                    |
|-----|-----|---|---|---|---|------|----------------------------|
| 16日 | 1   | 松 | 永 | 憲 | 明 | 一問一答 | 1 消防職員の労働安全衛生について          |
| (火) |     |   |   |   |   |      | (1) 安全衛生委員会の設置と機能及び課題      |
|     |     |   |   |   |   |      | (2) 職場環境の整備・適正化への取り組み      |
|     |     |   |   |   |   |      | (3) 訓練中の安全管理等は適切になされているのか。 |
|     |     |   |   |   |   |      | (4) ストレスチェック体制の確立とメンタルヘルス  |
|     |     |   |   |   |   |      | ケアの充実                      |
|     |     |   |   |   |   |      | 2 救急医療体制の確立について            |
|     |     |   |   |   |   |      | (1) 救急出場の実情と課題             |
|     |     |   |   |   |   |      | (2) 救命士の充足状況               |
|     |     |   |   |   |   |      | (3) 救急隊員の労働安全の確立           |
|     | 2   | 馬 | 場 |   | 茂 | 一問一答 | 1 第6期介護保険事業について            |
|     |     |   |   |   |   |      | (1) 地域包括ケアシステム構築の現況は       |
|     |     |   |   |   |   |      | (2) 要支援者の地域支援事業へ移行の対応は     |
|     |     |   |   |   |   |      | 2 消防行政について                 |
|     |     |   |   |   |   |      | (1) 消防局昇任試験にかかわる事例、その後の対策は |
|     | 3   | 松 | 尾 | 義 | 幸 | 一問一答 | 1 地域密着型サービスの基盤整備について       |
|     |     |   |   |   |   |      | 第6期計画における地域密着型サービスが住み慣れ    |
|     |     |   |   |   |   |      | た地域で生活が続けられ、地域特性に応じたサービ    |
|     |     |   |   |   |   |      | スの提供が求められています。             |
|     |     |   |   |   |   |      | (1) ア 認知症対応型通所介護           |
|     |     |   |   |   |   |      | イ 小規模多機能型居宅介護              |
|     |     |   |   |   |   |      | ウ 認知症対応型共同生活介護             |
|     |     |   |   |   |   |      | について、第5期の実績と第6期計画は         |
|     |     |   |   |   |   |      | また、その利用料金は                 |
|     |     |   |   |   |   |      | (2) 地域密着型サービスの設置候補の応募の状況と  |
|     |     |   |   |   |   |      | 決定について                     |
|     |     |   |   |   |   |      | 2 介護支援ボランティアポイント制度について     |
|     |     |   |   |   |   |      | 介護支援ボランティアポイント制度を通じて高齢者    |
|     |     |   |   |   |   |      | が地域に貢献し、自身の介護予防を推進する取り組    |
|     |     |   |   |   |   |      | みについて                      |
|     |     |   |   |   |   |      | (1) 佐賀中部広域連合では、サポーティア事業(介  |
|     |     |   |   |   |   |      | 護支援ボランティアポイント制度)の応募状況と活    |
|     |     |   |   |   |   |      | 動状況について                    |
|     |     |   |   |   |   |      | (2) 佐賀県長寿社会振興財団に業務を委託されてい  |
|     |     |   |   |   |   |      | るが、委託で推進が充分はかれるか           |

| 質問日 | 質問順 | E | E | 4 | Ż | 質問方式 |   |        | 質    | 問     | 事      | 項     |      |
|-----|-----|---|---|---|---|------|---|--------|------|-------|--------|-------|------|
| 16日 | 4   | 野 | 副 | 芳 | 昭 | 一問一答 | 1 | 受給者(   | の状態に | こ応じた適 | 通切な住 年 | 它改修が実 | 施されて |
| (火) |     |   |   |   |   |      | Į | いるのか   |      |       |        |       |      |
|     |     |   |   |   |   |      | ( | (1) 住宅 | 敗修の制 | 制度はどの | つようにフ  | なっている | のか   |